

◎議 事 日 程 (第 3 号)

平成18年 6 月 13 日 (火曜日) 午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員 (30名)

1 番	前 田 芙美子 君	2 番	鷺 野 聰 明 君
3 番	三 輪 久 之 君	4 番	日 永 貴 章 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	榎 本 雅 夫 君
7 番	岩 間 泰 彦 君	8 番	田 中 秀 彦 君
9 番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

---

◎欠 席 議 員 (なし)

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	保 健 部 長	藤 松 岳 文 君
福 祉 部 長	水 谷 正 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

八 開  
総合支所長 飯 田 十志博 君  
高齢福祉課長 石 黒 貞 明 君

佐 織  
総合支所長 山 崎 敏 次 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊 藤 辰 雄  
書 記 田 尾 武 広

議事課長 服 部 秀 三

---

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

それでは、定刻になりました。

全員御出席でございますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の4番・日永貴章議員の質問を許可いたします。

○4番（日永貴章君）

皆さん、おはようございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、旧立田村時代、そして愛西市が誕生してからも質問させていただきましたケーブルテレビの整備について質問をさせていただきます。

視覚情報サービスの一つであるケーブルテレビは、現在愛西市の多くの部分を網羅されつつあります。このケーブルテレビの整備により、文字放送サービスや各種行政サービスへの展開が可能になると思われ、今後さらなる情報化社会にも対応した幅広い行政運営も行うことができると考えられます。しかし、現状においては、立田、八開地区では電波障害によって行われた地区のみの整備しかされておらず、まだまだ未整備地域が広い地域であります。今後も、名古屋駅周辺の開発による電波障害の保障によって未整備地域の整備も可能になってくることも十分考えられると思いますが、この時代の急速な流れの中で、また地域密着型、住民参加を掲げて市政を運営されていくのであれば、一日でも早く整備を行い、さまざまな面で瞬時に情報を市民の方々に公開することが必要であると思います。

そこで、まず第1に、前回もお聞きいたしました、今後、市内の視覚情報サービスであるケーブルテレビの整備を今後どのように進めていくのかをお聞きいたします。また、前回の定例会でもほかの議員の方から質問があったと思いますが、現在、災害に対する市民の方々の防災意識は高くなってきております。市内では、災害時にさまざまな方法により市民の方々に情報提供できるよう整備されていると思います。災害のときの情報提供については、防災同報無線、テレビ、ラジオなど、方法はいろいろあってよいと思いますが、実際災害が起こった場合に、正確な情報をより多くの方々に提供しなければならないと思います。

そこで、今後市として防災情報システムを、ケーブルテレビを含め、どのように整備・運用していくかを二つ目にお聞きいたします。

続きまして、大きな二つ目の障害者の自立の関係の質問をさせていただきます。

障害者自立支援法が制定され、障害者の置かれている環境、そしてその障害者の身近な市町村の責任は今後一層難しく、そして厳しくなっていくと思われれます。

現在、日本の障害者は人口の約5%程度を占めていると思われ、障害のある人はあらゆる年齢層や分野に広がっております。また、最近ではH I Vウイルスによる免疫機能障害者も含められるなど、障害の種類も時代とともに多様化しております。こうした障害者の実態を行政として把握することは、今後の市の障害者計画の策定においてもとても重要であると思います。また、社会福祉基礎構造改革と呼ばれる制度の改革によって、障害者福祉サービスの提供が行政による措置から、利用者と事業者との契約による利用へと転換されました。これは、どのサービスを選ぶかは行政が決めるのではなく、利用者が選んで決める時代が始まったことであり、サービスの量や整備、情報公開など、ニーズにこたえたサービスの提供を的確に行い、障害者自身の自立と社会参加を少しでも進め、障害者の方が生活しやすい社会をつくっていかねばならないことだと思えます。

現在、障害者の方々が置かれる環境は日々変化し、かつては授産施設などで本人の能力を高めることが障害者福祉の主要な課題とされてまいりましたが、近年では、同時に本人の能力の足りないところをサービスと環境の改善で補い、少しでも早く社会参加を図ろうとする動きが見られますが、本市として障害者の方々の自立に向け、どのような支援を現在行っているのか、また、今後どのような支援を行うお考えなのかをお聞きいたします。

次に、障害者の自立の観点から、障害者が職業を通して社会参加ができるようになることは障害者福祉の重要な柱の一つであり、そのためには企業などでの雇用など通常の職場で働く機会を確保するとともに、一般就職が困難な重度障害者などについては、就業の機会、つまり授産施設や小規模作業所などの福祉的就労の場を整備していくことがとても重要であると思えます。その中の一般就労に対しては、現在は障害者雇用促進法などにより、企業に一定の雇用を義務づけております。しかし、障害者及びその家族に対するニーズと、雇う側、いわゆる企業側のニーズがどれほど伝わりあっているのでしょうか。少しでも両者に対し情報を提供し合うことにより、障害者の方々及び企業に対する雇用促進が図れるのではないのでしょうか。

そこで、本市の障害者の雇用の状況と、今後どのようにこれらの方々に対し雇用に対する支援を行っていくのか、2点目にお聞きいたします。

以上、よろしくお聞きいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、まず第1点目の視覚情報システム、ケーブルテレビの活用と整備について、まず私の方からお答えをさせていただきます。現状を少し申し上げさせていただきます。

御承知のとおり、平成17年度は西尾張CATVがルーセントタワーにおける補償エリアの整備を進めておりまして、当初の整備予定区域については、ほぼ事業が完了しているということを知っております。

また、平成18年度におきましては、名古屋駅前に建設されます「モード学園スパイラルタワー」により電波障害が愛西市にも影響しておりまして、ケーブルテレビの未整備地区といたしましては八開地区が該当するということを知っております。なお、この情報によりまして、「モード学園スパイラルタワー」の建設に伴います電波障害の対策工事を西尾張CAT

Vが請け負う予定で、この事業の完了につきましては、おおむね本年の12月ごろには完了する  
んではないかということも聞いております。

市内の整備の関係でございますが、これは昨年からことしの3月にかけて再三お答えをして  
おりますとおり、やはり市といたしましても、視聴覚情報提供サービスの、ただいま御質問に  
もございましたように、地域格差の是正という観点から申し上げれば、少しでも早く整備され  
るべきというふうに考えております。

しかしながら、整備の推進につきましては、西尾張CATVの企業努力というのが絶対不可  
欠でございますので、今後ともこの西尾張CATVと調整をしながら、いち早く企業努力によ  
って進めてほしいということも当然申し上げていきますし、そんな中でよく調整を進めながら、  
この事業については進めてまいりたいというふうに現時点では考えております。よろしくお願  
いをいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、CATVと防災情報システムにつきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

市内全域にケーブルテレビが網羅されれば、当然防災情報テロップとか、その画面でもって  
提供することは可能になるかと思えます。ただ、もう一つここの中に、音声ではありますけど、  
音声告知端末器というものが、この契約者の住宅の中でございますけど、ここにつけて音声で  
もって情報を発信するというのも可能になるかと思えます。ただ、どちらにしてもこのよう  
なCATVの情報だけに頼りますと、加入、未加入の点もございますので、その辺においては  
方法は一つに頼らない方がいいだろうということは思っております。現時点、私どもとしては、  
愛西市と国との整備状況の中では、立田が主に行っておりますデジタル同報無線の拡声器方法、  
これが現時点で音声でもって全市民の方に伝えられる方法だろうというふうには考えて、この  
計画書は現時点では国の方に出してございます。ただ、どちらにしても他の情報の提供のあり  
方によっては当然見直しということは出てまいるというふうに考えております。それと、八開  
地区に今回、地域防災無線の整備をお願いしてございます。これは佐屋地区に全部出ておりま  
す。ただ、施設とか役員さん方というような限られた方への情報提供という形になりますので、  
そのほかになれば、今、広報車等の動員という形になろうかと思えます。

先般、CATVとも話をしている中で、CATV自体がコミュニティFMを立ち上げたらど  
うかということも内部的には検討をしているということも検討課題として持っているという話  
は承っております。議員御承知のように、さきにありました長岡の地震のときにも、地域のコ  
ミュニティFMが随分活躍したというふうには聞いております。

いずれにいたしましても、防災情報の伝達方法は一つには限りませんので、幾重にもその手  
段を私どもとしては考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御答弁させていただきます。

障害者の自立の関係につきましてでございますが、自立を市としてどのように支援していく

のかということでございます。これにつきましては、本年4月1日より障害者自立支援法実施の中で、サービス利用の10月1日開始に向けて現在準備をしているところでございます。自立支援法の中の新規事業で、就労移行支援、就労継続支援がありますので、十分検討いたしまして就労に結びつく事業を展開していきたいと思っております。

それから、障害者の雇用の現状と、今後どのように支援していくのかということでございます。障害者の雇用の現状については、愛知県が出している数字でございますが、民間企業における障害者雇用率、これは平成17年度、愛知県は1.43%、国は1.49%でございます。愛西市としての詳しい数字は実態は把握しておりませんが、津島のハローワークでお聞きしました関係でございますが、障害者の雇用数ということで身体障害者の方は145人、それから知的障害者の方は39人で、計184人ということで、これは6月1日現在でございます。

障害者の雇用につきましては、現在ハローワークが中心となって支援しておりますが、愛西市といたしましても自立支援法を進める中で、現在は新体系への移行準備で大変な状況でございますが、ハローワークとも十分連携をとりながら、徐々に窓口等で説明、対応ができる体制に持っていきたいと考えております。これにつきましては、手続等を職員が理解し、説明できるように徐々に持っていかなければならないということを考えております。

また、今年度策定予定の障害者基本計画の中で、障害者の就労支援についても盛り込みたいということを考えております。以上でございます。

#### ○4番（日永貴章君）

では、再質問をさせていただきます。

ケーブルテレビの件に対しては、以前私が質問をしたときに、市長は西尾張CATVの方にも早急に整備していただくよう働きかけるといふ答弁をいただいているんですが、その後働きかけは実際行っていただいたのかどうかということの一つ質問します。

それとあと、防災情報システムの件なんですが、現在整備されているところに対して現在できる範囲で文字情報の提供や、また、今立田で同報無線をやっていますが、実際聞こえる範囲というのは限られてくると思うんですが、その辺、今後どのように対策されようという計画になっているのか、まずお尋ねいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

市長の方からの話ということで、働きかけの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、当然これは大きな一つの課題ということで受けとめております。これは当然西尾張CATVの協力なくして、企業努力なくして絶対できないというふうに私ども思っておりますので、実は昨年以降、ケーブルテレビの方とは、こちらの方へ来ていただいてその辺の調整というのは当然進めております。やはり一番大きな問題というのは、旧立田地区でいえば、立田大橋がございましてけれども、そこへいかにケーブル線を添架していくかという問題も一方ではありますし、これから進めていく中で国交省との調整も当然必要になってまいります。ですから、先回の質問でも、19年度以降の整備というようなお話をしましたけれども、仮に19年度以降整備をするにしても、西尾張CATVの企業努力というのは絶対不可欠になりますので、

手をこまねいて私どもも見ているわけではございません。その辺の問題点等よく整理しながら、絶えずケーブルテレビの方とは調整をとっておりますので、そういったことでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○総務部長（中野正三君）

文字放送、これは機器を導入すればできることだと考えております。ただ、テロップの方式でございますので、十分な伝達方法になるかどうか、どちらにしてもテレビをつけていなければその放送が入り込めないというのは現状だろうと思ひます。一長一短がこの問題はあるかと思ひますし、拡声器におきまして、確かに日永議員おっしゃるように、ハウリングと申しますか、そういう問題もあつたり、遠くの場合においては十分のみ込めないような放送の内容になるということも聞いております。ですから、それが万全だという私どもは認識はしておりませんので、先ほども申し上げましたように、いろいろな方策を講じて、何種類かの方法でもって情報がうまく伝わるような方策を十分に考えていきたいと思ひております。

#### ○4番（日永貴章君）

ケーブルテレビに対しては、私も企業努力によって早急な整備をしていただきたい、それは企業さんの努力によることが大切だということは十分認識しておりますので、やはり市としても、もしケーブルテレビを整備したいという強い希望があるのであれば、今後も企業に対して早急な整備を強く働きかけていただいて、情報化社会の中で市民の方々へ早く正確な情報を展開できるよう、ひとつお願ひします。

そして、防災の件でございますが、やはり実際、本当に災害が起きたときに、ちゃんと準備しておいたが機能するかどうかということがとても大切だと思ひますので、準備が早いということはないと思ひますので、早急にその対策を練って、実際災害が起きたときに住民の方々に御迷惑をかけないように、正確な情報が伝わるように今後整備していただくことを求めます。

次に、障害者の自立の関係でございますが、現在は障害者基本計画の策定にのっとつていろいろ準備されている、そして雇用の件に関しては、ハローワークさんで津島市管内の情報しかわからないということですが、やはり障害者の方の実態を把握しなければ、市としても計画は立てられないと思ひますが、今後市として、独自に愛西市内の障害者の方々の雇用の状況、また雇っていただけそうな企業の情報をどのように収集していくのか、また収集する考えはないのかあるのか、お答ひいただきたいと思ひます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

御答弁させていただきます。

障害者の方、現在どれだけということはつかんでおりませんが、先ほど津島のハローワークの数字はお聞きした数字でございます。これから、例えばそういった方の就労の手續等ができるように、専門の職員はおりませんが、やはり勉強していかなければならないということ、また、そういった方に対するいろいろな指導の仕方をいろいろと勉強させていただいて、そういった障害者の方が就労できるように、これからもハローワークともどもよく連携をとりましてやっていきたいということを考えております。

とにかく、私どもも専門家ではございませんものですから、やはりどういった会社があるとか、どういった方が就労したいかということは、これからいろいろな面で調査とか連携をもって進めていきたいということを考えております。

#### ○4番（日永貴章君）

障害者の方とか市民の方は、役場にいて専門家じゃないものという事は関係ないと思いますので、その辺はしっかり理解していただきたいということと、あと先ほどお聞きしましたが、市内の方の障害者の人数把握はやるのかやらないのか、これ一つだけ最後にお聞きします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

愛西市の実態につきましては、調査をさせていただきまして、何人見えるかの把握をするということを考えております。

#### ○4番（日永貴章君）

では、調査していただけると。じゃあその方々にしっかり情報を提供し、また少しでも、一日でも早く就労支援を積極的に行っていただきたいということを最後に求めて、一般質問を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

4番・日永貴章議員の質問を終わります。

次に、通告順位2番の13番・近藤健一議員の質問を許可いたします。

#### ○13番（近藤健一君）

議長のお許しを得、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、防災についてと火葬場建設についての2件であります。

最初に、防災についてでございます。

今、この地域では東海・東南海地震がいつ来ても不思議ではないと言われております。この時期に大きな地震が来ましたら、まず何が心配かということでございます。火災でしょうか、液状化でしょうか。私は、地震が来たときに、まず堤防が決壊し、水害が起こり、多くの財産と多くの生命が危険に遭うことだと思っております。そこでまず、避難場所であります。

愛西市では、全家庭に対し防災マップをつくり、配付していただきました。ありがとうございます。しかし旧佐織町の場合、1小学校区につき2カ所です。堤防が決壊したとき、それだけで大丈夫だろうか。

私は30年前、目比川決壊に遭った一人でございます。とても老人、子供が部落から他の部落へ避難することは無理だと考えております。

愛西市は、海拔ゼロメートル以下のところが80%以上だと思っております。まず部落で1カ所以上、海拔ゼロメートル以上のところ、例えば神社、お寺、または土地の高いところに立っている建物を緊急避難場所をお願いできないでしょうか。また飛島村の場合は、村が10年契約で土地を借り上げ、盛り土をし、周りに木を植え公園にし、災害が来たときには避難場所になっていると聞いております。

また、災害に対してボランティアのリーダー資格を持っている人は、防災リーダーと防災コ



ーディネーターがあります。防災リーダーは、災害が起きる前から災害に対し防災のリーダーとしての勉強・訓練をし、資格を持っている人です。愛西市では、ここに見える真野議員を初め10人が持っております。県の資格でございます。また防災コーディネーターは、災害が起きてからのボランティアであり、勉強し、訓練し、資格を持っている人です。愛西市では中村議員を初め40人か50人ぐらい見えて、活躍していると聞いております。

私は、災害が起きたとき自分の部落は自分たちにての考えで、各部落に1人または2人は、資格はなくても防災リーダーのもと勉強し、訓練をして部落を守るべきだと考えております。県の防災リーダーの資格は5年で、ことしが最後の年と聞いております。愛西市も愛西市として防災リーダー、防災コーディネーターの資格を独自でつくられてはと考えておりますが、いかがでしょうか。また、その活動に対し助成をすべきだと考えておりますので、よろしく願います。

続いて、火葬場建設についてでございます。

この件では、昨年9月議会においては同僚の加賀議員が質問されました。私が6月、12月議会で質問をいたしました。その結果、火葬場はつくります。そして津島市を含む広域でも考えていきたいとの返答がありました。また、18年度予算におき、約60万円の協議費を組んでいただきありがとうございます。早速ではあります、協議会をいつごろ立ち上げ、どのぐらいの規模を予定しておられますか、お伺いします。一日も早く立ち上げ、勉強し、よりよい斎場建設をと考えております。

以上で、壇上にての質問を終わります。

### ○総務部長（中野正三君）

1点目の避難場所ということでございますが、民間の、今私どもは愛西市の中で54カ所の避難場所を指定しております。佐織地区におきましては15カ所でございます。そういう中で、今議員が申されましたのは、水が早く来た場合において身近なところでという御指摘かと思いますが、過去、他の地区におきましては、それぞれの地域とその複数階といいますか、高いところの建物等の所有者といいますか、管理者との御協議によって、一時的な避難という形で事前了解をとっておられたところもあるやには聞いております。どちらにしても、そのような場合におきましては、地元と市のタイアップによってその辺をお願いするという形になろうかと思っております。

今、飛島の高い土地というか、借り上げた土地という形でございますが、私が承知しておりますのは、この防災広場というのが実は南部の方でございますが、それが今承知をしておりますのは、弥富市の大藤小学校の近くに2,500平米ほどの、道路から大体1.2メートルほどのかさ上げをした広場があると。ここには将来的には防災倉庫等も整備するというような考えで造成を行っているということは承知しております。どちらにしても、避難場所におきましては、一時的には地震が起きれば建物はその安全を確認するまではなかなか入れませんし、高いところであれば屋外でもまた避難をという形の御提案だろうと思っておりますが、その面は承知はしております。ただ今後、私どもとしては現時点ではその予定もございませんので、そういうこ

とがあるということを承知はしている状況下でございます。

それから、防災リーダーにおきましては、御指摘のように5年間ということでございますので、今年度1,250名の予定で発足しました県の計画が終わるということでございます。それも承知しております。

それから、防災ボランティアコーディネーターというのは平成8年からやっておりましたけど、16年度で県の事業は終了しております。このために、防災ボランティアコーディネーターというのを、17年度に当時の弥富町、それから十四山村、愛西市が当番になりまして、海部津島地域の要請に応募される方たちをこの佐屋公民館に集めまして、研修を行った経緯がございます。どちらにしましても、一行政、市町村ではなくて、全体の中でこういう要請ということは続けていきたいというふうには思っております。

それぞれの御活躍の場所もいただいておりますので、私どもとしてはそのような形で、防災ボランティアにおきましてはもうそれらしいものはできておりますけど、防災リーダーにおきましては、まだまだこれからそのような形の仕組みをつくっていくかどうかということは、他の行政を巻き込んだ形で考えてまいりたいと思っております。

それから、それぞれ防災リーダーにおきましては、海部地区におきまして県の支部的な形で58名の方が活躍をされておりますし、愛西市におきましては10名の方がその中に加わっておられます。まして、ボランティアコーディネーターにおきましては、22名の賛同された方がそういうグループをつくって、これは愛西市だけでつくっておられます。今、議員御指摘の助成をということでございますが、今後の中でそれは御相談をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から火葬場の建設についてでございますが、建設委員会は火葬場の建設規模・施設内容・位置などの検討、建設に当たっての広域での建設をするかどうかなどを検討していただくような考えで、先進地の視察などをしていただきまして、建設規模などを協議していただくよう、早い時期にこの委員会を設置していきたいと考えております。

また、委員さんにつきましては、地区代表の総代代表、議員さんの代表、総合計画審議会委員さんの代表などを考えております。人数といたしましては、15名以内ということであります。規模等についても、委員会の中で協議していただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

#### ○13番（近藤健一君）

いろいろ返答ありがとうございました。順次質問させていただきます。

まず避難所でございますが、なかなか地域でそういうところを探すというのは、やっぱり行政が中へ入ってやってもらった方がやりやすいんじゃないかという考えを持っております。そして私、飛島村というのは、昨日ちょっと役場から電話を入れさせてもらって、今はないということ返事をいただきました。そのときに弥富の方へ電話を入れさせてもらって、今部長が言われたところは聞かせていただきました。ですけど、昨日そのことがありまして、私、教

えてもらった人と一緒に弥富の方を回らせていただきました。やっぱりちょっと土地は低いですが、飛島の役場の付近を回らせてもらっただけでも5ヵ所か6ヵ所、2段から3段ぐらいのところで周りに木を植えて、例えば防災ヘリでも何でも使える、そういうものがあります。きのう飛島の総務課へ聞いたときは「ない」という返事をいただきましたもので、多分その返事が部長の方へ入ったと思っております。だから私は、改めてきのうの夜走らせてもらいました。現実にもう20年ぐらい前からできているということで、現場を私見てまいりましたので、その点をちょっと考えていただきたいということでございます。

それから、防災リーダー・コーディネーターでございますが、防災リーダーは愛知県で六つのブロックに分かれて活動してみえます。この辺は一番主体になるのは海部ブロックだと聞いております。その活動に対しては、研究会とか各地の自主防災のときの啓発・支援等でございます。しかし、この費用に対しましては全部ボランティアの役員さんの自己負担で今賄っている状態でございます。いざというときに愛西市として職員だけでは足りない、そういう場合にそういうリーダーの方々の力は多分に借りなきゃならないと私は考えております。その点で、例えば研修旅行に行くとか、そういうときには少しなりとも援助をするべきではないかと。また、講演されるときでも多少、講師のときに援助すべきだという考えを持っております。例えば、ことしの場合は9月に神戸の防災センターへバスで行く予定を今聞いております。そういう場合でも、多少なりとも支援すべきじゃないかという考えを持っておりますので、よろしくお願ひします。

それから斎場の方でございますが、今できる限り早くということを知っております。せっかく予算をつけていただきましたからには、一日も早く立ち上げ、勉強し、よりよいものを建設するために勉強すべきだと考えております。また、広域でやるということでございます。愛西市のみならず、他の津島市を含む。この前質問したときに、津島市を含む広域で考えるという市長の返答でございました。ですから、私は最初から、たとえ一人でもいいからそちらから入れて立ち上げるべきだと考えております。その点について、行政の意見をお願いします。

#### ○市長（八木忠男君）

近藤議員の御質問にお答えをいたします。

火葬場、斎場についての御質問であります。最初から広域をとらえての考え方ではございません。愛西市をまず考えながら、その先に広域的な考え方を持っているということを申し上げているわけでありまして、まずはきのうもお願いをしました協議会の委員さんの選考もお願いしているところでございます。そんなことを進めながら、今、場所・規模などは全く白紙の状態でございます。委員の皆様方に今後協議を重ねていただきたい、そんなことを思っております。

#### ○総務部長（中野正三君）

先ほどの防災コーディネーター、防災リーダーの研修云々の助成でございますけど、そういう視察に関して、私どもとしては他の団体におきましては補助という形はとっておりません。現時点、私どもとしてはいろんなことをお願いしてまいりますので、その活動のしやすい環境

といいますか、そういう場づくりというか、それを含めた御相談はお受けさせていただきたいと思っておりますけど、今議員御指摘の問題につきましては、現時点では考えておりません。

○13番（近藤健一君）

私が申し上げました部落で1人ないし2人というのは、旧佐織町の場合、各防災会がございます。そういう人の中から1人か2人を愛西市としての防災リーダーとして養成するような考えはありますか。お聞きいたします。

○総務部長（中野正三君）

1人とかそういうことではなくて、全体の中で防災を認識していただく、そういう取り組みをしてまいりたいと。それは自発的なこともありますけど、義務づけるということではなくて、私どもとしては防災の意味に対する知識をそれぞれが得ていただく機会を提供するということに努力をしてまいりたいと考えております。

○13番（近藤健一君）

私が今いろいろ見ていますと、防災会は逐次交代して、会長は変わってまいります。ですから、いざ災害が起きたとき、その人がリーダーとして動けるかということが心配でございます。だから、あえて地域で1人ないし2人をつくって、いざというときにその人が中心になってその部落を守っていくのが、一番我々の生命なり財産を守る一番の方法かと考えておりますが、その点再度お伺いいたします。

○総務部長（中野正三君）

御指摘もっともでございますが、考え方として、私どもとしては多くの方に知っていただくということとは、1人、2人と限定をいたしますと、災害のときにその方が必ずしもその場にお見えになるとは限りません。ですから、市民の方に対して多くの方という考え方を持っております。以上でございます。

○13番（近藤健一君）

ちょっとそこら辺の感覚に私と行政との違いがあると思っております。これからも、斎場の件も広域、中心なのはあくまでも愛西市だと私は考えております。そして、津島斎場も昨年、におい、煙等で60万ほど使い、煙を再度燃やして今対応している、応急手当てをやっておる状態でございます。必ず斎場をつくらねば津島市も来るものと考えておりますので、広域で考えてほしいということ要望し、また防災につきましても、今言いましたことを念頭に入れて今後考えていただきたいことをお願いし、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤 勇君）

13番・近藤健一議員の質問を終わります。

時間の都合で、ここで10分間の休憩をとらせていただきます。再開は55分からにしたいと思いますので、お願いいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

次に、通告順位3番の5番・吉川三津子議員の質問を許可いたします。

○5番（吉川三津子君）

環境、子供重視の立場で、そして生活者基点の視点で質問させていただきます。

ではまず最初に、行財政改革の問題として土地開発基金と土地取得特別会計についてお伺いいたします。既に議決された問題であり、議員として大変未熟であるとの反省のもと、質問させていただきます。

5月臨時議会でも申しましたが、平成16年度八開村決算書に土地開発基金残高が土地で3万3,363平米と記されておりました。そして、毎年自治体が県と国に提出している決算カードには、平成15年度八開村の土地開発基金残高は1億2,772万4,000円となっており、愛西市合併時の期首残高にこの土地分がすっぽりと抜け落ちているとの指摘をいたしました。そして先日、当局から面積がほぼ同じになった資料をいただいたわけですが、当時の売買契約書がないから購入金額はわからないということで、私は1ヵ月間で市民の方々に損失を与えていないと自信を持って言えるような調査はできませんでした。八開村の土地開発基金条例には、特別会計で運用し一般会計で買い戻さなければならないこと、また、ほかに基金を流用した場合は、ちゃんと戻すなどの内容が記されておりました。5月臨時議会以降の調査と、その原因についてお伺いいたします。

次に、愛西市の土地開発基金ですが、旧八開村の問題を調べるうちに、さらに大きな課題を抱えていることもわかりました。この財政厳しき折、大きな施設をつくるということも少なく、不用な土地は売却という選択肢も考えねばならないと思いますが、今後この基金をどう運用していくのか、基金そのものの必要性も踏まえて説明していただきたいと思っております。

次に、3月議会の予算質疑の折、質問いたしましたサマージャンボ宝くじの交付金並びに市町村振興協会についてお伺いいたします。

3月議会では、愛知県市町村振興協会について経緯を説明しながら質問をいたしました。大まかな内容は次のようでした。愛知県の公益法人、市町村振興協会は、県からのサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金の受け皿となっている。16年度の場合、愛知県は県協会に対しサマージャンボで約26億6,571万円、オータムジャンボで約6億8,050万円の交付金を交付しており、これら宝くじの収益金は、本来名古屋市を除く県内市町村に受け取る権利がある。県協会は、オータムジャンボについては新宝くじ交付金として全額市町村に再配分しているが、額の多いサマージャンボについては、17年度以降は別として、長年市町村への再配分を怠ってきたため、現在454億円の多額の資産を基金で保有し、そのうち約300億円を市町村に有利子で貸し付けている。国は公益法人による多額の資産保有は好ましくないと考えており、総務省は平成12年に市町村振興協会に対し、一定金額を基金に蓄えれば残りを市町村に配分してよいとする通知を出している。愛知県については、一定金額とは約29億500万円であり、県協会は430億円ほどため過ぎている。県協会は、平成15年度に税務署調査を受け、金銭

貸付業に当たり課税対象となると指摘された。この指摘を受け、県協会は16年度に会員及び会費制度を取り入れた。そして、県協会は、愛知県から受けたサマージャンボ宝くじに係る交付金約26億円のうち20%の約5億円を、東京にある全国市町村振興協会に上納し、残り約21億円を一定のルールに従い交付金として市町村に配付するが、その全額を市町村の会費として相殺することにした。それだけでなく、会員制度が25年さかのぼった昭和54年からあったことにし、県協会がその間に市町村に配分すべきであったお金、約396億円余りを配分することなく市町村の会費として全額徴収した。この愛西市の旧4町村が納めた会費は、9億円以上に上ると見られる。しかも、このことは旧町村並びに愛西市予算書に掲載されていない。そして、全国市町村振興協会は貸付金以外に690億円をもため込んでいる。そういった背景から、市長は市町村振興協会に交付金配分の請求をすべきではないか。そして、予算書に計上されないお金が入りするのはよろしくないのではないかと指摘をさせていただきました。

そこで質問ですが、3月議会では、市町村振興協会の多額の資産の保有について「知らなかった」「勉強していきたい」との答弁をされましたが、その後、振興協会の資産や、特に平成12年の総務省通知について、県協会や市長会から説明を受けられたか、また調査内容についてお聞かせください。

次に、大きな質問であります子供たちが心身ともに健康に育つ愛西市にということで、子ども権利条例の制定について伺います。

3月議会では、子供の安全確保の問題を一般質問で取り上げさせていただきました。子供たちに「みんなと仲よくしなさい」と言いながら、知らない人と話しちゃいけないと、地域不信、人不信を抱かせるようなことを教えねばならないことに触れ、できるだけ登下校のガードも自然に近い雰囲気だと提案させていただきました。登下校では大人がガード、そして校門は閉鎖、さらに監視カメラがつくなど、子供の育つ環境は保護・監視といった閉鎖・隔離型となってきました。子供が人として育つのに弊害はないだろうかとずっと感じてきました。

そして、先日テレビで、若者が「会社で自分が認められないのは、おれのよさをわかってくれない会社が悪い」、また、学校でトラブルを起こせば「自分のことをわかってくれない先生が悪い」などと発言し、自分を見詰めることができない若者がふえているという番組を見ました。私は思わずうなずいてしまいました。そして、最近、早稲田大学の喜多先生のお話を伺う機会に恵まれ、子ども権利条例を制定して、子供が自分に自信を持つようになった事例を幾つか伺い、私はこれだと思いました。今の社会、子供たち1人に対して大人が6人の割合だそうです。私たちの子供のときのように子供だけの社会がない、いつもどこでも大人がいる、つまり保護され、教えられ、育つ環境には恵まれているのですが、自分の意思と力で育つ環境が大変乏しいのが今の社会かと思えます。

子供の権利条例で有名なのは川崎市です。この近くでは多治見市、高浜市が制定しており、近々日進市でも取り組みが始まります。高浜市は平成15年、たかはま子ども市民憲章を制定しました。市内に暮らすすべての子供が主体的に社会に参画し、子供の自己実現が図られるよう支援するというものです。

この折に行われた子供へのアンケート調査に、「あなたは自分のことが好きですか」という問いがありました。「好き」「どちらかといえば好き」が39%、それに対して大人への設問では、「あなたの子供は自分のことを好きとっていますか」に対し、「好き」「どちらかといえば好き」が86%という結果で、子供39%に対して大人86%ということでした。このずれが、いじめに遭っている子供の心の負担ができなかつたりしている、そういったあらわれではないかと私は思いました。改めて子供の視点で教育の実施、そして社会への数々への施策が必要ではないかと感じました。

子供も社会の一構成員であり、学校や家庭、地域で子供たちが自分の意思をきちんと聞いてもらえる環境をつくること、そして子供たちが自分の権利、他人の権利について学習し、大人がそれを理解することが子ども権利条例です。11歳から17歳のアンケートで「自分が好きですか」という問いに、普通の都市で実施すると30%ぐらいしか「好き」と答えられないそうですが、いち早くこの権利条例を制定し、取り組んできた川崎市では70%以上の子供たちが自分のことを「好き」と答えるそうです。

先日の講演会には、愛知県や名古屋市、日進市などの職員も参加し、前向きな検討が始まっているようです。ぜひ愛西市でも制定に向けて考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、子供の健康と農薬問題についてお伺いいたします。

農薬散布の問題は、2003年の12月に、シックスクール症候群とラジコンヘリでの有機燐系農薬散布問題として、立田村の気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎のデータを集め、立田議会で取り上げさせていただきました。そのときのデータは、気管支ぜんそくの全国平均の発症率は小学生が2.67%のところ、立田では3.26%と大きく全国平均を上回っていました。さらに注目すべきことは、南部小の児童の発症率が高く、立南全児童平均で4.78%、当時の3年生においては9.76%と10人に1人の発症、2年生も8.33%の発症率でした。統計学上、分母の数があまり大きくないので学年ごとに比較するのは問題であるかもしれませんが、心配な数字を抱えておりました。そして、今月初めに群馬県からニュースが届き、きょう再度議会で取り上げることにいたしました。そのニュースは、「群馬県が空中散布自粛要請 有機燐系農薬」ということで、「6日、県内で無人ヘリコプターを使った有機燐系農薬の空中散布を自粛するよう農協などに要請した。県全域を対象に自粛要請をするのは全国初という。県は要請書で、有機燐系農薬について、残留性の少ない殺虫剤などとして利用されているが、慢性毒性の可能性が完全に否定できないと指摘。散布された農薬を吸い込んで頭痛などの健康被害を訴える声が県に寄せられ、合成ピレスロイドなどを用いた代替薬剤への変更も可能として自粛要請に踏み切った」ということで、有機燐系農薬のそういった自粛に関して群馬県の方では動きが始まっているというものでした。

この問題に取り組んでいらっしゃった群馬県の医師の方から、当時たくさんの資料をいただきましたが、ラジコンヘリでの農薬の空中散布が盛んに行われており、8リットルしか農薬が積めないのを、有機燐系農薬は普通、基準は1,000倍希釈なのを、ラジコンヘリで使う場合5

ないし8倍希釈でまいて、登校途中の子供の上にまかれているといった事例が届き、このことは当時の新聞にも載りました。農薬によっては、揮発性が高く広範囲に広がるもの、長期間その場にとどまるものがあり、有機燐系農薬の場合、慢性中毒になると、ぜんそく、神経障害、皮膚炎、うつ病を起こすそうで、千葉県では農薬散布中に通学途中の学童が浴びて体調を悪くしたという報告もあり、2003年の9月16日、農水省は殺虫剤を初めとする農薬を住宅地や周辺で極力使わないよう自治体などに求める局長通知を初めて出しました。この通知の中には、登下校の児童・生徒への配慮や周知も記されています。また、厚生労働省においても、その年の4月、ビル衛生管理法の政省令を改正し、不特定多数の集まる大型ビルではゴキブリなどの侵入経路をまず調査し、むやみに殺虫剤をまかないというルールに改めています。

環境基準や農薬濃度は、成人の体重や抵抗力を基準に決められています。大人の3分の1の体重であり、まだ成長期である子供への影響を私たち大人はきちんと認識しなければなりません。また、先月30日の朝日新聞でも、学校での農薬使用の問題が掲載され、厚生労働省の中島健康局長も、有機燐は情動や精神活動など高度な脳機能に慢性的な障害を引き起こすおそれがあると言及しています。あのサリンも有機燐系の農薬として開発されたものでした。

そこで質問いたします。愛西市において、農薬散布にどのような対策がとられているのでしょうか、お伺いいたします。では、あとは自席の方で質問させていただきます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、まず第1点目の行財政問題、その中で旧八開村の土地開発基金について、御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

この問題につきましては、去る5月の臨時議会の議案の関連質疑の中で御質問いただいた関係でございますけれども、その後、財政課の方でいろんな書類等の内容をチェックいたしまして、できる範囲で調査をさせていただきました。その辺の経過を御報告させていただきます。

まず通常、土地開発基金で土地を取得する場合におきましては、各議員御案内のとおり、土地取得特別会計で処理をいたします。これにより、土地開発基金として所有する土地と現金を明確にしておるのが現状でございますが、いわゆる旧八開村の場合には土地開発基金はありましたが、土地取得特別会計予算は設けられておりませんでした。当然、土地取得に当たりましては土地開発基金から一般会計に現金をストレートで繰り入れをいたしまして、一般会計の中で土地を取得しておったというのが現状でなかったかなあというふうに理解をしております。旧八開村におきましては、土地開発基金として所有をする土地はなかったというふうに理解ができるわけです。

各議員御案内のとおり、この合併時におきましても、いろいろ合併協議の中で財産債務は新市に引き継ぐということで、それぞれ各町村横並びで、基金の状況というものをそれぞれ協議の中で資料として作成され、皆さん方にも公表されておりますけれども、合併時におきましても、旧八開村から土地開発基金については、現金、土地ともなしという報告を受けておりました。4月1日愛西市が誕生いたしまして、それ以降、現状のような形で新市に引き継がれておるといのが現状でございます。



それで、5月の臨時議会の折に、八開村の土地開発基金、先ほども御質問の中にもございましたが、1億2,700万という基金があるはずだけでも、それがどこに行ったんだというような御質問もいただいたわけでございます。これは、旧八開村が決算統計カードという、これは毎年決算の状況調査があるわけでございますけれども、それは県を経由して自治省の方まで報告が行くわけです。その決算統計のカードの中に1億2,700万という数字が確かに記載してございました。ですけれども、これをいろいろ調べていった中で、これは旧八開村が決算統計カードの、いわゆる土地開発基金の項目に土地開発基金を取り崩した金額を書き込んでいたものと、単純に土地開発基金から基金を取り崩した額そのものを単純にそのカードの方へ記載をしてしまったというような形で、そういった数字が報告をされていたのではないかなあというふうに思われます。旧八開村の土地開発基金としてではなく、一般会計の中で土地を取得しておりました。既に一般会計の中で行政財産として取得がされてしまっていたというのが実態でございます。先ほどもお話がございました3万3,000何がしの財産については、すべて行政財産として4月1日以降愛西市に引き継がれておるとというのが現状でございます。よろしくお願いをいたします。

それから、2点目の今後の土地開発基金の運用についてという御質問でございますが、やはり公有財産の有効活用というのは、行政改革においても重要な課題であるというふうに認識もしておりますし、議員御指摘のとおりでございます。特に土地の未利用財産につきましては、今後の利用計画を勘案するといえますか、そういう計画というのは当然立てなければならないと思っておりますし、その新たな活用方法を創造するとともに、一つの手法として売却も視野に入れた対応を図っていくことが必要であるというふうに現時点では考えております。

それから3点目の行革の関係で、市町村振興協会の宝くじの交付金の関係で御質問をいただいております。3月の予算の折にいろいろ御質問いただいたわけでございますけれども、その後、どのような対処をしたかという御質問でございますが、3月当初予算の折に御指摘をいただきました内容といたしましては、実は振興協会の方にも一応問い合わせをしております。ですけれども、愛西市として現状の市町村振興協会からのいろんな交付金をいただくわけでございますけれども、協会のあり方については特段異議があるというふうには思っておりません。この問題につきましては、他の市町村の関係で、いろいろ問題を提起されて、新聞等にも報道されている市町村もございますけれども、私ども市といたしましても、他市の状況を見守っていきたいというのが現時点での考え方でございます。よろしくお願いをいたします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御質問に御答弁をさせていただきます。

子ども権利条例の制定についてという議題でございます。

近年、各地で子供が被害に遭うという悲惨事件とか虐待、あるいはいじめなどが新聞、テレビ等で報道されていますが、子供たちが安心して毎日を健やかに暮らせるよう守り育てられ、子供みずからの意思が尊重され、子供の最善の利益が保障される社会をつくるために、子供も含めた社会全体の意識啓発が必要だと考えております。

人権教育の推進などによって、自分を大切にし、他人を尊重する態度を育成することは重要であると考えております。子供たちが心身ともに健康に育つ愛西市を目指していきたくと思っております。今のところ子供の権利条例の制定については考えておりませんが、近隣市等の状況を調査しながら勉強していきたくと考えております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、子供たちの健康と農薬問題と題して御質問をいただきました件について御答弁をさせていただきます。

農薬の適正使用につきましては、皆さんも6月号の広報にお目を通していただいたかと思いますが、そちらの広報に2ページにわたりまして注意の呼びかけ記事を掲載させていただいております。そのほかにも、例えば愛西市の農業経営者の会では平成17年12月6日に、それから支部長会につきましては4月7日、それから農業委員会では4月20日、5月10日には花卉組合の方への会合等に、議員が先ほど御質問の趣旨の中で述べられました農薬の取り扱い等につきましての注意をしていただきたい旨のお話をさせていただいております。そのほかにも、各生産部会の会合ごとに機会をとらえては、その農薬の取り扱いについては十分御注意をいただきたいというようなお話をさせていただいております。

このほかにも、農薬の使用基準につきましては、農協の方と連携をとりまして「農薬の使用基準」、また「使用基準の基本的な考え方」というような題目をつけましたチラシを作成いたしました。配布もいたしております。

「農薬の使用基準」のチラシにつきましては、例えば作物名でどういったものなら使っている、どういったものはだめですよとか、それからいわゆる希釈倍数、議員御質問の中で言われましたが、何倍程度に薄めてこの農薬は使いなさいとか、それから使用の時期、例えば収穫が近くなってきた時期に農薬は使わないようにとか、あとは使用の回数、例えばこの作物については2回までとなっていれば3回、4回と使用してはいけませんよといった注意書きを書いたものもつくっておりますし、先ほど申し上げました「使用基準の基本的な考え方」というチラシの中では、農薬使用者の責務、それから遵守義務、努力義務と題した内容で記載をしてチラシをつくっております。

農薬の使用目的分類につきましては議員もおっしゃって見えましたが、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等に区分されると思うんですが、議員も御質問の中で言ってみえた有機燐系の農薬につきましても、農薬の容器の裏側というか、ラベルが張ってあると思うんですが、そのラベルに記載されている作物以外は使わないようにとか、ラベルに記載してあります希釈倍数より濃い目にして使うことはしないように、それからラベルに記載されている使用時期よりも、いわゆる先ほど申し上げました収穫に近いときは使わないようにとか、こういったことや、先ほども申し上げました使用回数、決められた回数以内でおさまるようにというようなことを、機会をとらえて関係者の方へ御周知をさせていただいております。よろしく願いをいたします。

それから、ラジコン関係で御質問がございましたが、17年度中は愛西市内7地域で実施がされました。まだ18年度に入ったばかりでございますが、18年度については自粛をしていきたい

というようなお話を承っております。以上でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

それでは、前後いたしますが、後ろの方から再質問させていただきたいと思います。

農薬の関係ですけれども、ラジコンの方が自粛されていくということで、大変歓迎する状況であると思います。しかし、農薬散布をいたしますよという周知につきましては、現在どうなっているのか、1点お聞きしたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

周知につきましては文書または口頭で、学校関係であれば学校の方へ、それから地域、一般民家の方がある場合については関係区域内の地域の住宅の方へ、ちょっと文書で出される所と口頭のところといろいろあるようでございますが、その辺の周知をした上で実施をされているやに聞いております。よろしく申し上げます。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひ周知の方の徹底をお願いしたいということと、それから先ほどから私申し上げているのは、基準を満たせば安全だということではなく、やはり子供の小さな体ですので、予防原則を基に、有機燐系の農薬を使わないような啓発活動をぜひしていただきたいと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議会で取り上げられまして、そういうお話があった旨はお伝えはいたしますが、使用するなということまでは申し上げられませんので、それだけは少し御理解をいただきたいと思います。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひ使うなというわけではないので、控えるよという言葉ならば別段支障がないので、ぜひそういった啓発をお願いしたいと思います。

あと、学校の施設の中でこういった農薬散布は今どういった現状なのか、教育部長の方がよろしいのでしょうか、お答えをお願いいたします。

**○教育部長（八木富夫君）**

それではお答えをさせていただきます。

今現在は、先ほど経済建設部長の方からもお話がございましたように、この農薬の散布時期が参りますと、学校の方にも御案内があります。そうした中で、学校の方といたしましては、学校の校庭はもとより、学校周辺のお宅にも配慮をしまして、小・中学校の樹木の消毒について実施をしていただいております。年2回ほど実施をしていただいておりますが、児童・生徒のいなくなった時間帯、またもしくは土曜日・日曜日等に実施をしていただいておりますのが現状でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

新聞等にも載りましたように、できるだけ学校で農薬散布しなくても害虫が駆除できるような手法もありますので、そういったことの検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○教育部長（八木富夫君）

今の議員の御質問は、農薬にかかわるようなものを使わずにという御質問かと思いますが、この点については、私すぐここで御答弁させていただくような内容ではございませんので、勉強させていただきたいと思います。

### ○5番（吉川三津子君）

ぜひ、実績のあるところもありますので、研究していただきたいと思います。

それから、子ども権利条例について1点、教育長の方にお伺いしたいんですが、合併してどこも同じでないといけないみたいに、何もかも統一の方向にあると思うんです。でも、やはり子供の自発性とか、子供の心の発達といった面で、いろんな行事を子供たちの独自の工夫でするということがとても大切だと思うんですね。そういった面で、子ども権利条例のもとに学校教育が運営されると、大変私は子供が変わると思うんです。そういった面で、教育長にはぜひこの子ども権利条例について研究をお願いしたいんですけれども、いかがなものでしょうか。

### ○教育長（青木萬生君）

学校の方も合併しまして1年が経過しました。議員がおっしゃられましたように、やはりスタート時点では愛西市、同じような歩調でということですが、やはりそれぞれの学校が持っている地域性、文化性、その他いろいろ違います。学校の特徴を生かした教育をこれから進める必要があるんじゃないかと。そうした中で、人権教育も含めまして、それぞれの学校が何かを柱にして、子ども権利条例の趣旨に沿ったような学校教育活動を進められるように、また校長会等でも話を進めさせていただきたいと、かように思っております。

### ○5番（吉川三津子君）

ぜひ研究して、子供が心身ともに健康に育つよう努力をお願いしたいと思います。

それから次に、市町村振興協会の件についてお伺いいたします。多分この愛西市につきましては、昭和54年から納めた会費、総額にすると10億円を超すというふうに私は考えております。その正確な金額がわかれば教えていただきたいのと、私はこの予算書に記載しないということは、地方自治法の総計予算主義に反する違法行為ではないか、それからまた、こういった会費が16年度に導入されたにもかかわらず、25年さかのぼって会費を徴収するということは、単年度予算主義にも反するのではないかとこのように考えておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

昭和58年に自治省の方から相殺充当に関する通知というものが出ております。その中で、総計予算主義の原則により、相殺充当は原則として認められないかという質問に対して、法令に根拠が規定されていない限りお見込みのおりということで、やはり相殺はしてはならないということが昭和58年自治省の方から通達で出ておりますが、その辺を含め、この会費との相殺、法的にどうなのか、どうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

### ○企画部長（石原 光君）

まず、1点目の金額の関係ですね。平成17年度までの合計でよろしいでしょうか。旧4町村、54年度以降、愛西市17年度も含めまして10億 2,300万 8,895円です。これが本来であれば基金

の方へ納める会費ということになるのではないかなあと考えております。予算に記載をしない、いわゆる予算の総計予算主義、あるいは単年度主義というのは当然承知はいたしております。当然そういった形で予算というものは編成されるべきものだという理解はしておりますが、ただ、この市町村振興協会の関係につきましては振興協会の方へも、一応協会としてどうなんだというような、その辺のお話も3月以降させていただいた経緯がございます。一方で、いろんな市町村、三好町でしたか、そういったような訴訟も起こされているということも当然承知はしておりますが、ただ、今自治法上云々というお話もございましたが、今、各市町村への交付金が相殺されて、予算書に記載されていないのが現状ですよね。ただ、この問題について私どもの方にも総務省の見解というものも来ていませんし、振興協会の方へも、総務省の見解に基づく、こうしなさいと、これは違法ですよということについて通達はないというふうに理解もしていますし、振興協会の方も、お尋ねをしたところそういったような見解をお持ちですので、先ほど言いましたように、他市町村といえますか、そういった今後の振興協会の動きというものを見守っていきたいというふうに現時点では思っています。

#### ○5番（吉川三津子君）

多分このお話をしても平行線なので、この辺にしたいと思えますけれども、先ほど他の市の状況を見守ってこれから対処していききたいという御答弁をいただきました。6月5日に衆議院の委員会の方で取り上げていただきました。竹中大臣はこのときに、「お金を有効に活用していくのは大切なことである。自治法の210条、つまり総計予算主義の原則についても調べたい。協会と市町村が協議し、自主的に使い道を考えていただくことが大切。その目的に沿うよう助言していく」という御答弁をいただきました。私は、愛西市においては、同規模の市よりもたくさん会費を払っております。合併しておりますので、均等割の部分が多いです。ですから、大変たくさんのお金を払っておりますので、たくさん交付金をもらっていただかないと困りますので、そこで市長にぜひ頑張ってくださいということを思っております。

今6月議会では、豊橋市、日進市、豊川市、春日井市、新城市、三好町、音羽町、長久手町の県下9市町の議会で、この私と同じような市民派議員が連携をとって取り組んでおります。先日、日進市の市長さんの方から答弁がありまして、自治体には先輩の市長さんも含まれているので、市長会で相談して働きかけるといった御答弁をされました。決して八木市長一人だけにこの大変な仕事をしよわせるつもりはございませんので、ぜひ市長会でこういった方々と連携を取り合って、やはり内部留保金について請求していくべきと考えておりますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

この点につきまして、御指摘を3月議会からいただいているわけでありまして、先ほど担当が申し上げました、三好町の町会議員の方から監査請求ということも伝えられております。推移を見守っていることも事実でありますし、おっしゃっていただきました市長会でも当然問題となると思っております。尾張8市の市長会も間もなく私どもの市が当番でありまして、この7月6日にもそんな場があるわけでありまして、そんなところでも意見として出したいなというこ

とを思っておりますし、いずれにしても愛知県下全般にわたる各市町村の進め方を見ながら考えてまいりたいと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひたくさん愛西市は払っているということを頭に置いて、よそのところよりもきちっと会費に見合った交付金をいただくようぜひ努力をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからあと、土地開発基金の方の質問に移らせていただきます。

八開村につきましては、先ほどの説明からいきますと条例どおりに運用しなかった、そして決算カードの方には間違った記載をした、そういった解釈でよろしいのでしょうか。

**○企画部長（石原 光君）**

間違った解釈という御質問に対して、私の方からそれは間違ってますよという言い方は言えません。と申しますのは、少なくとも45年当時に土地開発基金制度が導入されまして、確かにそういった、今決算カード上への記載の誤りといったいろいろな語弊があると思いますけれども、そういった記載の仕方の方法しかなかったというようなこともあると思いますし、45年当時から、これは4町村そうですけれども、それぞれの運用の仕方があったのではないかなあと、いうふうに理解をしておりますし、その方法が間違っていたということについては、私の口からはお答えできません。

**○5番（吉川三津子君）**

これ以上お聞きしても大変苦しい答弁になるかと思っておりますので、私の判断できっとそうだったんだろうというふうに思っておりますが、あと、この八開の問題を調べていくうちに、この土地開発基金というのが大変問題があるのではないかとことを思いました。いろいろ調べましたところ、土地開発基金というのは、本来普通財産であります。しかし、ずうっと調べてまいりましたら、既に学校用地になっているところ、公園になっているところ、道路になっているところ、そういった行政財産になってしまっているものが面積の半分、土地開発基金のすべての面積の半分がもう既に行政財産になってしまっている。つまり、一般会計できちっと買い戻しをして利用しなければいけなかったものが利用されずに、あたかも基金の土地として残っているような状況になっているのが、今の愛西市の土地開発基金ではないかというふうに思っております。

それについて、私大変問題であると思うんですけれども、多分これ、金額でいうと土地が13億 4,572万 8,000円ですので、単純に割っても半分は既に行政財産で、一般会計で買い戻さなければいけなかった。ということは、私合併のときに本当はこんなに基金がなかったんですよということに値するのではないかと思っておりますが、なぜこういった問題を合併前に解決しなかったのか。合併協議会の中でどのような話し合いがされたのか、その点についてお伺いしたいと思っております。

**○企画部長（石原 光君）**

まず、土地開発基金という行政財産の取得と、それから先行取得、いわゆる公共の利益の用

に供する土地、吉川議員も御承知のように、別に土地開発基金でも行政財産は取得できるわけです。それで、御指摘がございましたように、確かに今4町村の土地開発基金の現状を引き継いだ状況の中で、その土地開発基金が所有している土地に、行政財産、いわゆる道路とか学校用地が含まれているというのは事実でございます。本来であれば、旧4町村、合併になって現状こういった問題ができたわけでございますけれども、その都度一般会計で買い戻して、土地開発基金の現金として所有していくというのも一つの手法ではなかったかなあというふうに今思います。

合併協議の中でどうだったかというお話でございますけれども、旧4町村のそれぞれの土地開発基金の現状、いわゆる現金がこれだけあって、土地がこれだけありますよという状況については、それぞれ各分科会、あるいは協議会の中でもお示しはされていたというふうには理解をしておりますけれども、今お話がございましたように、とことん突っ込んで処分の仕方について議論がされたのかどうかというのは、細部まで私はわかりませんが、合併を直前に控えておまして、その処分というのはできなかつた。本来それぞれの町村で一般会計で買い戻すのが本来のやり方もわかりませんが、当然合併になれば一つの市になると。一つの財産として、それは将来の検討課題として当然そういう時期が来ると。そのときに一つのそういった処分をする必要があるのではないかなあという形で合併に入ってしまったというのが現状ではなかろうかというふうに推測をしております。

市といたしましても、先ほど申し上げましたように、将来的には当然こうした処理をしていくべきだと考えておりますし、ただ一般財源を単純に土地開発基金にプールしておくことが現状の苦しい財政状態で得策でもないなあという、一方ではそういった考えも持っております。最終的には、この土地開発基金を整理する時期に、条例の整備とともに財政的な処理を行うことが財政上有効な一つの方策というふうに考えておりますので、この問題についてはよく内部的に調整をした中で、いずれにしても土地そのものの問題についてきちっと適正に管理をするということが大前提でございますので、その処分の仕方についてもよくよくこれから検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○5番（吉川三津子君）

土地開発基金には、もう一つ大きな問題があると私は思います。それは、愛西市が農地を取得しているということであります。本来行政は農地は取得できないはずですが、試験田とかそういった場合には、農地法3条の関係で取得ができます。しかし、5条の転用の場合、農業委員会の方の許可をもらわないとそれは取得できない。例外として土地収用法事業、そういったものに該当するものについては除外されておりますけれども、今、私まだ立田地区のものだけしか調べておりませんが、まだ田畑がほかの地域にもあるわけですが、農業委員会の方を知らずに所有している。それもなおかつ蓮田の駐車場、それから農業集落排水の施設が建っている、そういったところが資料の中で出てきておまして、これは農地法違反ではないかと。最近稲沢市の方でも問題になっておりますけれども、そういった問題を含んでいるのではないかとというふうに大変心配をしております。もしかして本当に違法であるならば、無許可のとき

にどうなるかということになりますと、契約が無効になってしまいます。契約の効力、賃借権、所有権の移動の権利を有しないということになってしまっていて、売るにも売れないというような事態が生じます。私も、この土地開発基金の部分については大変いろんな問題を含んでいるので大変だと思いますけれども、この際、きちっとすべてきれいにして、一体私たち市民の財産はどれだけあるのか、そういったことを明らかにしていく必要があると思いますけれども、この農地法違反についてそういった認識があるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

農地法違反という大変厳しい御指摘をいただきましたけれども、多分これは立田村のケースでお話してみえるんじゃないかなというふうに思っております。確かに立田村の土地開発基金で取得した土地は17筆ございまして、現状すべて農地でございます。ただ、立田の場合におきましては、確かに事業計画が確定していない土地を将来の公共事業の代替予定地として先行取得をしてきたという経緯がございます。それで、いわゆる農地以外の目的、先ほど申し上げましたように、公共事業の代替用地という一つの方針で旧立田村は進めてまいったわけございまして、そういった利用をする予定であるという一つのとらえ方で進めてきたのも事実でございます。

例えば農地法第3条で取得するということではできませんので、当然目的がないことにはできません。農地法第3条のただし書きで規定している土地の取得しかできませんので。ただ、先ほど吉川議員お話がございました、農地法第5条の許可は必要ないという判断で処理をしてきたというのも事実です。それはなぜかといいますと、将来の代替用地という目的で事務的な処理を進めてきたのも現状でございまして、本来5条の許可申請的なものが必要になるわけでございますけれども、それは一応除外というような一つのとらえ方といいますか、処理をしていただきまして、それに伴う転用決済金も当然その都度支払って処理をしてきたというのが実情でございまして。

事業が実施されるまでの、あくまでも公共用地の代替地ということで進めてまいりまして、実態、農地として地方公共団体が土地を持てる要件というのが、試験田とか実習田として利用をしてきたというのも事実な話です。と申しますのは、立田の場合、なぜ17筆すべて農地で持っていたのかという話になると思いますけれども、あくまでも代替用地という形で、45年当時から当時の諸先輩、そういった考え方で進めてきたわけでございますけれども、例えば代替用地として必要とされるということになりますと、当然農地としての状態が保持されていないとその用地取得地権者との話ができないというような一方では考え方も持っておりまして、そういった形で現時点、農地のままで、実態は実習田、あるいは研修田という形で小学校、あるいは4Hクラブの方へ今お貸しをしているというのが実態でありまして、それが農地法違反だということで、旧立田村の場合、違反というようなとらえ方で事務処理を行ってきたという考え方はありませんでした。

#### ○5番（吉川三津子君）

私も立田でそんなことはないというふうにはずうっと思ってきたんですけれども、やはりこの



5条のことを調べると、そういった代替地というものについては認められないんですね。そういった面で、過去にあったことを今さらほじくり出してということではなくて、そういった土地を持ってしまって、これからじゃあどう始末をしていくのか、多分私、立田だけではないのではないかと、土地開発基金の土地の一覧をいただいているんですけども、そういったことも大変心配をしているわけです。この農地法第5条で許可が要らないものというのは、土地収用法に書かれている事業でありまして、本当に限定されたものだけです。そういった中で、やはりこれは条例違反に当たるだろうということは避けては通れないことでありまして、今後、やはりこういった土地開発基金の土地のすべての洗い出し、そして行政財産、普通財産、そういったことの整理を積極的にし、早くうみを出してすっきりとした形でスタートを切っていただきたいと思うんですけども、市長のお考えはいかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをいたします。

おっしゃっていただきました内容、まさにそのとおりで思っております。このこと一つじやなくて、過去にあった事実はきちっと見定めながら、将来に向けて見直すべく、あるいは検討すべきことをしてまいりたいと思っておりますし、次世代に同じようなことを残さないようにしてまいりたいと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

合併って、本当にとっても私、新しいことをスタートするのに大変期待を持っています。でも、やはり旧町村の今までのことが隠れてしまうという面もあります。それを隠したまま進むということは、決して愛西市にとってよいことではないと思いますので、積極的に旧町村で過ちがあったことに対しても、市長、責任を持って対処していただきたいと思いますので、最後にそれをお願いして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

5番・吉川三津子議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入らせていただきます。再開は13時30分からでございますので、お願いをいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それではお昼の休憩を解きまして、ただいまから会議を再開いたします。

続きまして、通告順位4番の6番・榎本雅夫議員の質問を許可いたします。

**○6番（榎本雅夫君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

このたび、市民の代表として再びこの場に列席させていただけることに対し、改めて責任の重さに身の引き締まる思いであります。市民の皆様の負託にこたえられるよう、一生懸命努めてまいります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

愛西市におきます高齢化率は、本年4月現在 19.94%となり、市民の約5人に1人が高齢者という現状であります。介護保険制度改正や介護予防への取り組み、あるいは独居老人の見守り、災害時の避難誘導など、多くの課題を抱えていると思います。今後、高齢者に対する支援対策などは緊急課題であります。今回は、高齢者・障害者の権利擁護についてと、住宅用火災警報器設置についての2項目に絞って質問いたします。

まず第1点目は、成年後見人制度についてお尋ねをいたします。

最近、認知症など判断能力の不十分な高齢者をねらって、必要のないリフォーム工事を契約させ、法外な金額を請求、だまし取るリフォーム詐欺が大きな社会問題となっております。大半が訪問販売によるもので、セールスマンが高齢者の自宅を訪問し、床下や屋根裏の無料点検だといって上がり込み、そしてこのままでは家が壊れる、地震の際には危ないなどと不安を駆り立て、補強や湿気を防ぐ工事を契約させる悪質な訪問販売業者によるリフォーム詐欺について、国民センターに寄せられた相談件数は、昨年度は約930件に上っております。しかしながら、これも氷山の一角で、もっと多くの方が今も被害に遭っているのではないのでしょうか。私の知り合いも、こうした業者に契約をさせられましたが、すぐ相談を受けまして、クーリングオフを利用し、被害が最小限で済みました。しかし、もう1人の方はだまされ、泣き寝入りで被害に遭いました。こんな悪質商法の対策や、財産や権利、尊厳を守る手だてとして期待されるのが成年後見人制度と言われるものであります。

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人の財産や契約を保護する制度であります。この制度は、2000年に介護保険制度と同時にスタートしました。現在、認知症の高齢者が約170万人、知的障害者の方が70万人、精神障害者が200万人と言われております。こうした判断能力が不十分な人たちは、この制度を使わないと生活するのが難しいのではないかと。しかし、介護保険の利用者が300万人を超えるのに、この後見人制度の利用者は約5万人にすぎません。

制度には、大きく分けて法定後見と任意後見の2種類があり、法定後見は判断能力が低下した人の制度で、後見開始の申し立てが家庭裁判所に本人または家族、4親等以内の家族でありましたけれども、昨年7月の改正によりまして2親等になりました。これらのいない場合は、市町村長が行えるようになっております。また、元気な人が自分の将来のために利用するのが任意後見制度であります。

高齢化社会の進展によりまして、高齢者に対する権利擁護支援体制の充実は不可欠であります。国では、この制度に対する理解が不十分であることや、特に費用負担が困難なことから、平成13年度から成年後見人制度利用支援制度が創設されました。愛西市第3期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画書の中でも、地域支援事業として成年後見人制度利用支援事業を行うとのことあります。

そこでお伺いします。

1点目は、この支援事業の内容と利用状況についてお伺いをいたします。

二つ目は、本市の取り組みについてお伺いします。

2点目は、高齢者への虐待防止について質問いたします。

高齢者の権利を擁護し、高齢者の虐待防止と擁護者支援の両面を盛り込んだ高齢者虐待防止法案が、昨年11月の特別国会で成立し、本年4月1日より施行されました。今回の法整備の背景には、近年急速に表面化している高齢者虐待の増加があります。この法律は、高齢者虐待の定義を、一つ、暴行を加えるなどの身体虐待、二つ目として介護の世話の放棄、三つ目として、著しい暴言などによる心理的虐待、四つとして、おいせつ行為などをさせるなどの性的虐待、5番目として、財産を不当に処分するなどの経済的虐待の五つに分けております。第7条には、虐待を発見した人に対し、市町村への通報を義務づけ、第11条には高齢者の自宅などに立入調査ができるとし、高齢者を一時的に保護するための施設に入所させるなどの措置を講じることが規定されております。

一方、擁護者に対する支援では、擁護者への相談や助言を行うほか、擁護者の負担軽減を図る緊急措置として、高齢者を短期間緊急入所させる居室の確保も義務づけられました。

そこでお伺いしますけれども、一つ目として、本市における高齢者虐待の実態についてお伺いします。

二つ目は、4月より施行されて約2ヵ月がたちますけれども、相談窓口、あるいはどのような取り組みをして対応しているのかお伺いします。

2項目めとしまして、住宅用火災警報器の設置について質問をいたします。

住宅火災における死者数が近年増加傾向にあります。全国で昨年1年間に起きた火災は5万7,487件にも上り2,197人が亡くなっております。特に住宅火災での死者が多く、建物火災の約9割、火災全体で考えても6割以上を占めております。また、住宅火災の死者数は3年連続で1,000人を超えており、特に昨年は1,223人と、データが残っている1979年以降で最悪の状況になっております。その半数以上は65歳以上の高齢者であったことが上げられております。

また、消防庁の統計によりますと、火災発見当たりの死者数は、警報器設置なしの住宅が6.7人だったのに対し、設置済みの住宅は2.1人ととどまっており、警報器設置が死者数を3分の1に低減させる効果が確認されております。

こうしたことから、昨年の6月議会において、愛西市火災予防条例が一部改正されまして、住宅用火災警報器を新規住宅は本年6月1日から設置が義務づけられました。既存住宅においても、平成20年6月1日までとのことであります。本市においては、中日新聞とか、また広報「あいさい」5月号に掲載をしていただき、設置の啓発をしておられます。

そこでお伺いしますけれども、1点目として、障害者やひとり暮らしの高齢者に設置費用を助成してはどうか。またあわせて、本市の独居老人の方が何人お見えになるのか、お伺いします。

2点目は、悪質訪問販売を防止するための対策についてお伺いをいたします。

あとは自席からお尋ねをしますので、よろしくお願いをします。

○福祉部長（水谷 正君）

御質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目の、高齢者・障害者の人権擁護についてでございます。

この中の成年後見人制度についてでございます。この成年後見人制度につきましては、議員におかれましては既に御承知と存じますが、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることで、本人を保護・支援する法定後見人と、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめみずからが選んだ代理人に自分の生活、療養看護や財産に関する事務について、代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおく任意後見人制度がございます。制度の対象者は、平成12年の開始から現在36件あり、うち32件が法定後見制度の対象になっております。

御質問の1番目でございますが、成年後見制度支援事業でございますが、この制度の利用に当たり必要となる費用を負担することが困難である者に対し、成年後見等開始審判申し立てに要する費用及び成年後見人の報酬を助成する制度でございます。支援事業の利用状況につきましては、現在のところございません。

続きまして、本市の取り組みということで、愛西市の取り組みでございますが、地域包括支援センターにおいて、意思の能力が低下して、高齢者の権利擁護に関する支援が必要な場合には、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等を活用しながら支援を行ってまいります。また、民生委員、ケアマネジャー、訪問介護員等と連携を密にいたしまして、情報提供や円滑な利用に向けた支援にも取り組んでまいります。

続きまして、高齢者への虐待防止でございますが、この中の御質問で、本市の高齢者の虐待の実態ということでございます。

高齢者虐待の実態につきましては、個人情報との関係がございますので、詳細なことは申し上げられませんが、虐待ということで、高齢福祉課で対応しました件数は、平成17年度1件、平成18年度1件でございます。

2の、4月より施行されたが、どのような取り組みかということでございますが、虐待に対する窓口につきましては、社会福祉士が配置されております地域包括支援センターで高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待に関する総合相談窓口として一時対応させていただき、その後の個々の対応につきましては、各担当課で行うことで調整をさせていただいております。

また、高齢者に関しましては、各地区の在宅介護支援センターにおいても地域包括支援センターへつないでいただく相談窓口ということでお願いをしております。

続きまして、住宅用火災警報器の設置についての関係で、高齢者や障害者、ひとり暮らしの助成ということでございます。

高齢者夫婦、障害者、ひとり暮らしの高齢者に助成をとということでございますが、本年の4月から6月にかけて、高齢者夫婦、ひとり暮らしの高齢者につきましては、民生委員を通じ調査をさせていただきましたが、高齢者夫婦 1,372世帯、ひとり暮らしの高齢者 965人、また身体障害者1級から3級 1,404人ということで、全世帯対象の助成につきましてはかなりの財

政負担になりますので、現在のところ考えておりませんが、平成20年6月設置義務に向けまして、他市町村の状況も勉強させていただき、検討していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○消防長（古川一己君）

それでは失礼いたします。

悪質な訪問販売防止対策についてでございます。それについてお答えさせていただきます。

この件につきましては、従来から悪質な訪問販売による消火器の販売、また近年横行しております不適切な消火器の点検というのがございまして、そのような従来の訪問販売等とあわせて、住まいの安全チェック、私ども4年に1度、皆さんの御家庭を訪問して住まいの安全チェックを実施しております。そのときに悪質な訪問販売についての注意事項も申し上げております。また、この3月に回覧で訪問販売による注意事項も掲載をさせていただいております。また、5月にも広報紙にはそのようなことを掲載させていただいております。

また、毎週どこかで実施されております自主防災会の訓練時においても、そのような設置促進とあわせて悪質な訪問販売への注意も呼びかけております。

いずれにいたしましても、まず住宅用火災警報器、これをまず認識していただくのが先決ということで考えておりまして、この制度が消防からの強制、または罰則というような問い合わせも多々ございます。いずれにいたしましても、我が家、我が家族を守るというお気持ちを皆さんに植えつけて、少しでも多くの御家庭に設置していただくというのが私どもの本望でございます。今回、この6月1日、道交法の改正によりまして、駐車違反の逃げ得というのを規制された部分、私どもは逆に火災による命をなくすための逃げ得を推奨するものでございますので、この設置促進とあわせて悪質訪問販売への注意事項も呼びかけてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

成年後見制度について、部長の方からも利用状況をお聞きしました。ないという答弁でございましたが、この制度自体が普及しなかった理由には、さまざまあると思いますけれども、第1点はPR不足で、制度が知られていないという現実があるんじゃないかと思っております。第2点は費用が高い点であると思っております。制度の利用を申し立てるのに、本人の判断能力を確認する医師の鑑定料などが5万から10万程度必要な上、第三者が後見人となるケースでは数万円の報酬を求められる方が多いからじゃないか。利用が進まないといった事態に対応するために、申し立てに要する経費と後見人の報酬について一部を助成する支援事業が、先ほども言いましたけれども制度化されておりますので、知らない方も見えると思っておりますので、今後いろんな講習会、あるいは広報等でPRしてはどうかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

おっしゃられるように周知とか、それから民生関係とは言えませんが、福祉の関係の範囲と

か、広報紙、そういったもので愛西市の方に周知を考えさせていただいて進めてまいりたいと思います。

#### ○6番（榎本雅夫君）

そういったことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

取り組みについては、地域包括支援センターと民生委員、またケアマネジャー等々と連携しながら取り組んでいくということでございますので、それもまたお願ひします。

次に、この制度は、今後超高齢化社会に向かつて、高齢者や障害者の方の権利擁護に本当につながるという、非常に大事な制度であり、必要性、重要性はますます大きくなっていくと思ひますので、今後普及に向けた実効性のある対策を、今部長も言われまされたけれども、またしっかりとさせていただきたいということをお願いいたします。

次に、高齢者虐待防止についてなんですけど、件数的にも平成17年は1件、18年は1件と少ないようでございますけれども、なかなかプライバシーの件で通報しにくいという面も、在宅に関してはあると思うんですね。先日、近所の方から私のところに電話がありまして、最近知り合いの方の息子さんが体のぐあいが悪く、寝たきり状態で心配だとのことでした。聞くと、お父さんと2人暮らしで、その息子さんは50代で少し知的障害のある方で、お父さんから食べるなど言われまして数日間食わずにいて、かなりやせてしまい、体力的にも厳しい状態であって立つことができない。何とかしてほしいということで、心配で私のところに連絡がありました。私はすぐ役所に連絡しまして、職員の方の素早い対応で病院に入院ができて助かったということです。この方は50代であり、高齢者ではありませんでしたけれども、今後、高齢者の虐待ということで、虐待を受けているんだけど、近所の人気がついてなかなか地域の方では声が出しにくいという、プライバシーのことだから、周りの人には話をしづらい、言いにくいと。だけど、今回のこの法律は、一步踏み込んだもので、発見したら通報が義務であるという法律でもありますので、その辺も民生委員さんとか、あるいは行政の方でそういった機会を通して啓発をしていったらどうかと思ひます。

2点ほど質問しますけれども、ネットワークというか、この第16条にもあるんですけど、関係機関等、また民間団体等の連携・協力体制を整備しなさいという文言がうたっておりますので、高齢者虐待防止ネットワークの設置をされているのかどうか。もう1点は、擁護者の支援ですけれども、短期間緊急入所させる場所は、愛西市の場合ではどこに決めているのか、この2点についてお伺ひします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

御質問に対してお答えさせていただきます。

今回は、高齢者虐待という関係で、相談窓口で対応させていただくということで、その後は各担当課で行うということでございます。愛西市といたしましては、現在、虐待等防止ネットワーク協議会というものもつくっております、この中では虐待、幼児とか、高齢者とか障害者、そういったものもケースに上がってきた場合は、そこで協議会を開いて、その協議会の委員さんでお話しさせていただいて進めておったり、あと幼児の関係でいいますとファミリーサ

ポートという会議もやっておるところでございまして、市民の方から通報とか、いろんな施設から御相談があった場合は対応させていただいておるのが現状でございます。

それから、どちらの方の施設に入ってもらったらいいかということでございますが、養護老人施設ということでございます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

今部長の方からも答弁いただきました。

ネットワークを設置しているということでございます。

あとまた、短期入所の件についても、愛西市は幾つかホームがありますので、そういったところへ短期間入所できるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういった高齢者虐待を防止し、虐待者本人や介護者の人権と尊厳が守られて、安心して暮らせるような取り組みを本当にしっかりお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほど消防長、また部長の方からも答弁をいただきました警報器の件でございますけれども、助成するのは人数的にもかなり見えるということでなかなか厳しいということがございます。確かに金額的には、私もずっといろんなところで調べてみたら、ホームセンターとか、ああいうところで安いのだと四、五千元から1万5,000円ぐらいですか。ですから、金額的にはそんなにむちゃくちゃ高いものではありませんけれども、ひとり暮らしとか、あるいは障害者の方に、たとえ少しでも助成ができないかということで質問をいたしました。

この高齢者福祉支援サービスの中に日常生活用具給付というのがありまして、所得に応じた、これは65歳以上の心身機能の低下に伴い、防火などの配慮が必要な高齢者、ひとり暮らし、寝たきりの方にとということで、そういう生活支援サービスという補助があるんですが、これは今、使われていないわけですね。お伺ひします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

御質問に対してお答えさせていただきます。

この老人日常生活用具給付等の事業でございますが、現在、電磁調理器の申し込みがございまして、1件ございます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

先ほどからも言ひました、市独自でもなかなか助成は難しいと思ひますが、近隣の市町村等も調べていただいて、今後検討していただきたいと思ひます。

ひとり暮らしの方は、なかなかこういう機器の設置という作業に煩わしさを感じつつ、ついつい先延ばしをしてしまうんじゃないかと考えられますので、痛ましい火災が起きないためにも、設置に向けた取り組みをしていただきたいと思ひます。

最後に、先ほど消防長の方からも、悪質な訪問販売についてる説明もありました。また、いろいろなところで周知していて私もわかっておりますけれども、当然悪質訪問というのはこれから高齢者の方、ひとり暮らしの方につけ込んでくると思ひますので、今後とも周知徹底に努めていただきたいと要望しまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

6番・榎本雅夫議員の質問を終わります。

次に、通告順位5番の14番・小沢照子議員の質問を許可いたします。

○14番（小沢照子君）

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、行財政改革と子育て支援対策について質問をさせていただきます。

最初に行財政改革で、有料広告事業の実施についてお伺いをいたします。

交付金の減少や税収の増加が見込めない状況の中で、財政難に直面する各自治体が、従来の歳出削減一辺倒から一歩踏み込んで、予算が足りないからみずから稼ごうと、広告ビジネスに力を入れ始めております。いわゆる地方自治体の広告ビジネスということで御存じの方も多いと思います。

この事業は、住民向けに送付する通知書や封筒、またホームページなどを初めとして、市が保有する公共施設や車両、市が発行する印刷物、また公共施設で開催されるイベントなど、有形・無形のさまざまな資産を活用して、民間企業などの有料広告を掲載し、収入増や経費の削減を図るものでございます。たとえわずかな財源でも、財政が年々厳しくなる中でございますので、知恵と汗を出して予算を確保する姿勢が重要であり、住民に受益者負担を強いるだけでなく、職員みずからが努力していく意識改革にもつながると考えます。有料広告事業における財源の確保について、どのように考えられるか、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、子育て支援対策についてでございます。

先般、2005年の合計特殊出生率が1.25と公表され、1947年の調査開始以来5年連続で過去最低を更新し、低下に歯どめがかからない状況でございます。出生率低下の発表とともに、少子化対策を求める声は一層高まり、これまでもさまざまな施策が提案や実施をされております。

さて、私は昨年の6月定例議会の一般質問におきまして、子育てに伴う経済的負担の軽減の一助として、乳幼児の医療費助成制度を小学校低学年、すなわち3年生終了までに拡大をと提案し、要望をいたしました。そのとき市長より、「今後そうした御意見を十二分に受けとめながら、子育て支援策の一環としても、一つの課題として考えてまいりたいと思っております」との御答弁をいただきました。私も見守ることにしまして、「また時期を見てお伺いいたします」と申し上げておきましたが、その後ちょうど1年が経過いたしましたわけでございます。子育て支援策の一環として、また一つの課題として十二分にお考えいただいたことと思いますので、乳幼児の医療費助成制度を小学校低学年まで拡大することにつきまして、市長のお考えをお聞かせください。

次に、高齢者による子育て支援についてでございます。

高齢者が、その豊かな経験や知識を生かし、地域での子育て支援を担うことは、地域社会の活性化や高齢者の生きがいつくりの面からも大変有意義であると考えます。子育てにおいて、かつて祖父母や地域の人々が助け合った相互援助活動を組織化することで、地域の子育て支援機能を再生することになると考えますが、これを設置するとなりますと、いろいろと困難なこ



ともございます。

そこで、今あるシルバー人材センターを活用して、メニューの中に子育て支援事業を加えて、子育て支援を目的に会員研修等を実施し、家事援助を初めとして、利用者宅での子供の世話、保育園への送迎など、子育て支援サービスの提供をと考えます。今、60歳といっても元気で若々しい方がたくさんおられますが、これからいわゆる団塊の世代の大量退職、現役リタイアのときを迎えます。この方々に、今一番の社会問題である少子化対策にも貢献していただければいかがでしょうか。私の周りには、この子育て支援の需要と供給に対応したい、また対応されたい方が多々おられます。市長及び担当者の御見解をお聞かせください。

以上、大きく2項目、前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○助役（山田信行君）

それではまず、有料広告事業につきまして、市長を御指名でございましたが、まず私から僭越でございますがお答えさせていただきます。

今回、この市の広報紙などに広告を載せて収入の一部にしたらどうだろうかという新しい提案をお2人の議員の方からちょうだいをいたしております。

まず基本的な考え方から述べさせていただきますれば、ちょうど今、私ども行政改革に集中的に取り組んでいる時期でもございますので、市の公共施設だとか市の広報媒体、こういったものを利用いたしまして、広告を掲載していく方向で一度研究をしていきたいと考えているところでございます。

既にこういった関係、実施している先進地がわずかではありますが、そういった都市がございます。そういったところを勉強しながら、また私ども町村時代には回覧板の表紙に広告を載せたものを利用してきたいきさつも、よく似た取り扱いとしてやってきたことがございます。そういった経験も踏まえまして、これから考えてまいりますけれども、まずは市の事業としてこういった広告事業を行っていくとなれば、民間企業との協働の体制で進めていかなければなりません。また、その広告が市民サービスに役立つものでなければなりませんし、また地域の経済の活性化にもつながっていく、そういった大きな二つの目的を持って取り組んでいかなければならないと考えております。そうしたためには、やはり一定のトラブル防止のためのルールづくりがまず大事になってくると思います。そのルール、例えば広告媒体をこういった種類とか、こういった範囲にまでとどめるか、また広告内容にもおのずと制限というか、制約を設けなければならないと思いますので、そういった関係のルールも確立をしていきたいと思っております。また、場合によっては、公平な広告を載せるためにも、内部の審査機関、そういったものも設けていくことになるかもしれません。

いずれにいたしましても、こういった公共施設とか市の広報媒体に広告を載せることによって、市民の皆様方に不快感を与えてはいけませんので、そういったことのないよう、私ども一度、先進地の関係をよく勉強させていただきたいと思っております。しばらくお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

## ○市長（八木忠男君）

小沢議員の質問、乳幼児医療費助成制度についてお答えをいたします。

今までも、この件につきましては幾度となくいろいろ御指摘をいただきました。御要望もいただいてきたわけでありまして、本市愛西市になりまして、第3子のお祝い金15万円も新たに創設をしたところでもあります。そんなことを進めながら、乳幼児医療費制度の拡大の件につきましては、現行の枠でとりあえず進めてまいりたいと考えているところをございまして、今後いろんな状況も判断しながら進めたいと思っておりますが、まずは子育て支援のそうした環境づくりも大事ではないかと。本年度も八開の支援センター、建設をお願いしておりますし、まだ空白のところもあるわけをございまして、そんなことも進めていくべく、今後の考え方を持っているわけをございまして、相互関係も見合わせながら進めてまいりたいと思っております。

## ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、高齢者による子育て支援のシルバー人材センターの活用ということでございます。

これにつきましては、高齢者による子育て支援のシルバー人材センターの活用についての御質問ですが、経験豊かな高齢者の方々に子育て支援をしていただき、また高齢者自身の生きがいのためにも非常によいことだと思っております。

シルバー人材センターも、合併前に一時預かり等を検討していたようでございますが、人材確保等で実施には至らなかったという経緯があるようでございます。ここ数年、団塊の世代で定年を迎える方々がございますので、その方に御協力いただいて運営ができれば活用をしていきたいと思っております。今後は、シルバー人材センターへ働きかけていきたいと思っております。

## ○14番（小沢照子君）

まず最初に有料広告事業の件でございますが、非常に前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

るお伺いをしたいと思っておりますけれども、くどくなるかもしれませんが、参考で聞いていただきたいと思っております。

先ほども協働というお話がございましたけれども、この事業は行政と企業の両者にメリットがあると考えます。皆様御存じだと思いますが、横浜市では市職員の提案により、この事業が実施されたということをございまして、私はこの提案をなされた職員のすばらしい発想とやる気感動いたしましたけれども、またそれを採用した横浜市もさすがだなというふうに思っておりますが、我が愛西市もさすがだなと今思いました。

それで、この横浜市の件ですけれども、初年度が2004年度であったそうで、横浜市と申しますと我が愛西市と比べまして、規模も環境も全然状況が違うわけではございますが、その2004年度が初年度で、そのときで9,300万円を稼ぎ出したと。そして、本年度2006年度の市の予算額が、この広告事業で1億8,300万円を見込んでおると。本当にすばらしい財源の確保ではないかと思っております。

名古屋市も、この横浜市の状況を勉強したいということで、職員さんを派遣されて、名古屋市も既に広告事業は実施されておりますけれども、そのほかの面でも実施をしたいということ

で、職員さんを派遣されておられるそうですけれども、我が愛西市はそういう職員さんを横浜市とかそういう先進地、先ほどお話がありましたけれども、派遣されるということは、時期はいつごろになさいますか。また、どのような方を派遣されるんですか。

**○助役（山田信行君）**

先ほど横浜市の先進事例をおっしゃっていただいたわけですが、私どもも御質問いただいてから、インターネットなどでそういった先進地の要綱だとか、審査委員会の組織、そういったものを少しかじったわけでございます。この近くでも、一宮市などがこういったことを取り入れておりますので、まずは近くから勉強させていただいて、そういったところへもし職員を派遣するような事例が生じた場合には、そういったところへも視察に伺いたいと思っておりますが、当面は近くの先進地から勉強させていただいて、我が市で取り入れられるものから段階的にやっていきたいと、そんな感じを持っております。

**○14番（小沢照子君）**

この事業を導入している自治体が、今全国でおよそ170あるそうでございます。今近隣の一宮市のお話でしたが、一宮市におきましては、例えば広報紙の広告でございます。それから封筒ですが、それにも広告を掲載してございます。

ちょっとここでお伺いをしたいんですけれども、本市の封筒を各種、サイズいろいろございますけれども、年間の予算はどれくらいでございますか、お聞かせください。

**○総務部長（中野正三君）**

詳しくは、全課にわたっておる部分もあります。愛西市の窓口のものはすべて総務の方でやっておりますけど、例えば市民課等におきましては、個々でまた刷っている部分もあります。その部分を入れての総計がわかりかねますので、今この場ではちょっと差し控えさせていただきたいと思っておりますが、相当な金額になるかと思っております。

**○14番（小沢照子君）**

私は、この一般質問の通告をいたしましたときに、封筒ということも書かせていただきましたので、もしかしますと、例えば本市が封筒を企業にお願いして作成していただくとしたら、どれくらいの経費削減になるかなということをお考えになったのではないかと推察いたしましたので、一度お聞きしたわけでございます。

近隣の津島市も、お聞きするところによりますと、今年の11月ぐらいから導入なさるようでございますし、各自治体そうでございますが、税金の大きな伸びが期待できない現状の中で、増大をした行政需要への対応のために、義務的経費が増加する傾向にございます。このままいきますと、民間の企業であれば倒産、あるいは廃業に追い込まれるわけでございますが、税外収入の確保は行政の財政運営における課題の一つであると思っております。私が提案させていただいたこの広告事業のほかに、何か対策を考えておられたらお聞かせください。

**○助役（山田信行君）**

特にこういった広告事業のたぐいでは、そのほか特に具体的な案としては持ち合わせてございませんけれども、これからはそういった意識改革といいますか、見方を変えまして、いろん

な関係に取り組んでまいりたいと考えております。

**○14番（小沢照子君）**

それでは、次に移ります。

子育て支援の医療費助成制度でございます。ただいま市長の御答弁を伺いましたけれども、現行でとりあえず進めたいということでございますので、1年前の6月議会での質問より全く進んでいないということを感じました。

それで、今、就学前まで助成されておりますけれども、例えば平成17年度で申しますと、どれくらいの額かお聞かせください。助成額です。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

まことに申しわけございません。予算ベースでよろしゅうございますでしょうか。

乳児医療費扶助費で本年予算額2億2,620万円となっております。

**○14番（小沢照子君）**

そういたしますと、推計で結構でございますが、これ現在の小学校1年生、2年生、3年生ごとに助成をしたらどのような予算が必要か、お聞かせください。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

おおむねの数字になりますが、1年生から3年生2,100名ほど現在おります。したがって、9,700万ほどの予算増になろうと思っております。

**○14番（小沢照子君）**

私が学年ごとに推計をお願いしてありましたけど、これは出ておりませんか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

学年別で申しますと、小学校1年生742名、予算ベースでございますが3,390万円ほど、小学校2年生が722人、3,249万円、小学校3年生が706名、3,177万円でございます。計2,170名となります。したがって、9,765万円となりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○14番（小沢照子君）**

そういたしますと、例えば小学校1年生、本当に就学前まで医療費が助成されて、すぐに小学校入学と同時にその制度が適用されないわけでございますけど、例えば段階的に小学校1年生の子供さんに助成ということはいかがでしょうか、市長。

**○市長（八木忠男君）**

先ほど申し上げたとおりの考え方で今おります。子育ての環境づくりをまず一番に進めてまいりたいと思っております。

**○14番（小沢照子君）**

小学校1年生まで、市長はその気がないということでございますが、ではもう一つ踏み込みまして、第3子対策で、第3子のお子さんの助成はいかがでございますでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

これも同じ考え方でおります。

○14番（小沢照子君）

それでは時期を待ちまして、またお伺いすることといたします。

シルバー人材センターの件でございます。先ほど福祉部長の方から、非常に前向きの御答弁をいただきました。本当にこれからたくさんの対応できる方が見えるようになりますので、ぜひともこれは、高齢者、また子育て世代の方、両方のメリットになりますので、よろしく願いいたします。

それで、いつごろ大体めどとしましては実施の状況になりますでしょうか、それをお伺いしたいと思います。

○福祉部長（水谷 正君）

御質問に御答弁させていただきます。

シルバー人材センターにおきましては、これは相手方といたしますか、シルバー人材センターの方にもお話をさせていただいて、いつごろということでも明確なる御答弁は差し控えさせていただきますと思います。

それとあと、職別というのがございます、シルバーには技術群とか技能群とか事務整理群とかいう分野がございます、そこにおのおの各会員さんが登録されておるということでもございまして、シルバー人材センターの方へ一般質問があったということで、先方の方にもお話しさせていただきたいということで、いつからということについて明言は避けさせていただきますということでございます。

○14番（小沢照子君）

早期の実施をよろしく願いいたします。

先ほどの広告ビジネスでございますが、本市の財政に少しでもプラスになるよう取り組んでいただけるようでございます。多くの市民の皆様は、拍手喝采でこのことを支持をしてくださると確信をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

14番・小沢照子議員の質問を終わります。

それでは、ここで10分間の休憩をとります。再開は14時35分からにいたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位6番の7番・岩間泰彦議員の質問を許可いたします。

○7番（岩間泰彦君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。多数の方の質問が続きますので、なるだけ手短かに終えたいと思います。

今回は、二つほど簡単に質問いたしますので、よろしく願いします。

一つは、愛知県で一番高い水道代についてであり、二つは佐屋駅周辺の整備及び駐輪場につ

いてでございます。それでは、まとめて質問いたしますのでよろしく申し上げます。

まず最初に、大項目の水道料金についてでございます。

佐屋・立田地区の水道料金はなぜ高いのか。佐屋の住民の方々から、水道料金が高いがなぜか。安くならないかという声を聞いておりましたが、市長が3月の議会での答弁の中で、たしか加藤議員の質問であったと思いますが、その中でおっしゃいましたように、海部南部水道企業団の水道料金は愛知県で1番、八開地区は2番、そして佐織地区は、愛知県の54事業団体あるそうでございますが、その中で46番とのことございまして。南水企業団の説明によりますと、水道料金が高いのは100%県水を利用して、企業、大口の事業者でございますが、企業の利用が少ないとか、広域のため効率が悪いなどの理由があるそうでございます。

そこでお尋ねいたしますが、どうして佐屋・立田及び八開地区の水道料金が高いのか、県内隣接の津島市とか稲沢市との比較の中で伺いいたします。

2番目の質問は、愛知県で一番水道料金が高い、決して威張る話ではないわけでございますが、しかしながら全国で見ると、じゃあ水道料金はどうかということでございます。全国で見ると、私は決して高くないと思うわけでございますが、平成18年5月14日付毎日新聞の調査によりますと、東京が中心の調査でございますが、全国779市と東京23区の水道料金に7倍以上の地域格差があるそうでございます。一般家庭、水道口径13ミリではかりましたが、月に20トン使用した場合のメーター代を含めた料金は、最高が山形県酒田市松山地区の6,132円、最低が兵庫県の赤穂市の829円、単純平均しますと2,992円であったとの調査結果でございます。多分南水企業団は平均値に近いと思いますが、条件を同じとして南水企業団は幾らであり、佐織地区は幾らであり、八開地区の水道料金は幾らか伺いいたします。

次に、水道料金の3番目の質問は、値下げの方策はないのかということでございます。

水道は、私たちの暮らしになくてはならないということで、水道法では、水道事業は認可事業、第6条の規定でなっております、住民から給水の申し込みを受けた事業者は、これを拒んではならない。これも第15条の規定で、義務規定でございますけれども、とされており、原則水道事業は公営となっております。愛知県では、平均50%地下水を利用しておりますので、水道料金が安いという説明を聞いておりましたが、かつてのように南水企業団も地下水を利用できないのかどうか、地盤沈下対策として地下水の利用制限があるのかどうか、また水質の問題でもあるのかどうか、そういった点をお尋ねいたします。

以上で水道料金についての三つの質問は終わりました、次は2番目の大項目でございますが、佐屋駅周辺の整備及び駐輪場についてでございます。

佐屋駅周辺の整備が必要ではという質問でございますが、名鉄佐屋駅は、愛西市の玄関であり、始発駅として、無人化されている駅の多い中で、宿泊施設が増築され、駅員が常駐する駅でございます。既に皆さん御存じのように、藤浪、勝幡、日比野、各駅は無人化されていることは御承知のとおりでございます。駅周辺など佐屋ゾーンはにぎわいゾーンとされており、周辺の整備計画などは総合計画に入ると思うがどうか。

駅の南側には県道佐屋・多度線が通り、交通量も大変多うございます。時間帯によっては西

側の交差点から踏切まで自動車がつながるといような、そういった危険な場合もございます。こういった状況でございますので、県や名鉄と協議の場を持ち、名鉄の高架化を含めて話し合いをする必要があると思うが、市としての将来計画をお伺いいたします。

次は、駐輪場の拡張はできないかという二つ目の質問でございます。

住民の方から、佐屋駅周辺の駐輪場が少ないので、自転車が道路にあふれて通行に支障を来している、何とかならないかということをお伺いしていました。3月の議会でも質問がありましたが、駅の東側に空き地がありますが、駐輪場の拡張を含め、再開発のための土地の購入計画はあるかどうか、その点をお尋ねいたします。

以上が第2項目の二つ目でございます。

第2項目の最後の質問でございますが、東部用水の暗渠計画の延長と、その利用についてでございます。

東部用水は南側にあるんでございますが、東部用水の暗渠工事が名鉄線路のところまで進められてまいりましたが、その延長の工事を早く行うように申し入れをし、3月の質問にもありましたように、その上に駐輪場として利用するのがよいと思っておりますがどうでしょうか、お尋ねいたします。

以上で総括質問を終わり、自席で答弁をお伺いしますので、よろしくお伺いいたします。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは6項目の質問がございましたが、最初の3点、水道関係について私の方からまずお答えさせていただきます。

まず佐屋・立田地区の水道料金がなぜ高いかという関係でございますが、これは先ほど議員も申されておりましたように、南部水道につきましては県水が100%ということで、要は水道の単価をやる場合に、製造原価というものがはじかれてくるわけでございますが、大体同規模の水道事業体ですと、全国平均が約171円だそうです。それが南水の場合は約189円という製造原価になるということで、ここでも約36円ほどの単価が上回ってくるということだそうでございます。

それから県水をなぜ100%にしたかという点でございます、高い水道を。それは、地盤沈下対策によるものであります。特にこの給水区域については、昭和50年前後から沈下速度が愛知県下1位というようなことで、累積沈下量が138センチというような事態に至ったということ等により、地下水から県水への水源転換を余儀なくされた。それから、昭和57年から昭和59年の3ヵ年で、地盤沈下対策事業を施行いたしまして、佐屋配水場が受水を開始した平成5年の7月から県水受水を100%としたということで、料金等にも当然はね返ってきたということだそうでございます。

それからもう1点は、給水区域全体の人口密度が低いと。それで、配水管の使用効率が全国同規模団体に比べても大幅に低くなっておって、資産維持に係る経費が増大するというようなものも一つの要因であるということをお聞きをしてお伺いしました。

なお、八開地区につきましても同様に人口密度、使用水量等が少ないために料金にはね返っ

ていると、また県水も 100%ということで、同様の理由でございます。

それから津島市、稲沢市についての料金が低いのは、人口密度とか配水管の使用効率、こちらの区域よりも人口密度が高いというような点で、その分安くなっているのではないかとこのように思われております。

それから全国ベースで水道料金はどうかという点でございますが、これは日本水道協会の調べを利用させていただきますと、家庭用で月20トンの水を使用した場合の平均でございますが3,109円だそうでございます。それから海部南部水道企業団が3,339円、八開地区が3,465円、佐織地区が1,953円となるわけでございます。ちなみに稲沢市が2,100円ということになると思います。それから津島市も、参考までに調べさせていただきましたら2,556円というふうに数字をいただいております。

それから3点目の値下げの方策でございますが、先ほど議員もちょっと言われましたように、井戸水にすれば当然安くなるわけでございますが、地盤沈下対策というようなことで、この地区は揚水規制がなされております。これは、昭和55年になされたわけございまして、当時の八開の例がわかっておりますので、八開を例にとりますと、1日当たり1,000トンというようなくみ上げの許可を持っておったのが、地盤沈下対策ということで850トン以上くみではしないと、こんな利用規制もいただいておりますので、そこまでのデータは持ち合わせておりませんので、御容赦いただきたいと思っております。

それから水質につきましては、個々いろいろ違いがございますので、ちょっとお答えすることはできないということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは佐屋駅周辺の整備及び駐輪場についてという御質問にお答えさせていただきます。3点ございますので、順次お答えをさせていただきます。

まず県道佐屋・多度線の関係でございますが、これは昭和53年に都市計画決定がされまして、今日まで至っております。それで、名鉄尾西線との交差につきましては、平面の踏切として供用開始がされております。都市計画上では立体交差として計画決定がされておりますけれども、事業化のめどが立っていないということでございます。

こうした状況でありますけれども、市といたしましては、現在、総合計画の策定に着手しているところでございますが、新市建設計画も踏まえながら、地域の意向も聞いて、今後県の方と協議をしていきたいというふうに考えております。

駐輪場の拡張計画について、これは駅前開発に絡めてという議員の質問の御趣旨でございますので、私の方から御答弁させていただきますが、こちらの関係につきましては、財政状況等も踏まえ、判断をしてまいりたいというふうに考えております。それで、とりあえずは議員質問の趣旨の中でおっしゃってみえたわけですが、この件、後でも御答弁させていただきますけれども、東部用水の工事の終了後、施設の有効利用ができないかということで、その有効利用



の一つとして、駐輪場としての活用も考えて協議をしてみたいというふうに思っております。

それで、御質問がありました東部用水の工事延長と駐輪場との関係でございますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、道路に沿った駐輪場と民有地を実際今借り上げて使用しているところが2カ所ございます。道路沿いにつきましては、議員御指摘のとおり自転車の未整備、整頓が十分でなくて、あふれているような状況下にあることも認識をいたしております。

御提案されておりますように、市江支線の佐屋駅近況における暗渠上部の駐輪場利用についてでございますけれども、水路を管理しております海部土地改良区にお尋ねをいたしましたところ、本年度は市江支線の暗渠工事の計画はないというようなことございました。今後も県に、機会をとらえては早期に完成をしていただくように要望してまいりますと同時に、暗渠工事が完了した時点で施設の有効利用につきまして、先ほど申し上げたような関係機関と協議をしてみたいという考えでおります。よろしく願いをいたします。

#### ○7番（岩間泰彦君）

詳細な説明、答弁、どうもありがとうございました。

水道代につきましては、全国で見れば平均ということで、県水100%利用しているわけですから、それを値下げしようとするれば県と交渉するしかないなあと、そんな感じがしております。

もう少し進めまして、再質問をさせていただきます。

先ほどの資料でございますが、水道料金が最も安かった兵庫県の赤穂市は、市内を流れる川と地下水を水源とし、水質もよく、浄化コストもかからない。また、セメント工場及び発電所など大口需要者の支払いがあるから、家庭向け料金を抑えられるとのコメント記事がありました。南水企業団でも、これはお話を聞いたんですけど、飛島村の中部電力の発電所の大口需要があったときは安かったと、そのようにお聞きしました。

それに関連して、ちょっと飛躍して推し進めてお尋ねいたします。

企業誘致へのその後の動きについて質問いたします。

水道料金の値下げの一つの方法は、先ほども言いましたように、大口需要者を増加させることであることは事例からも明らかでございます。12月議会における私の企業誘致の質問に対しまして、その答弁でございますが、要件をすべてクリアする必要があるのが難しいと、そんなような回答をいただきまして、直接触れずに終わったと私は記憶しておりますが、その後、県の企業庁などに、企業誘致などにつきまして相談に向かわれたことがあるのか、その後の市の対応、動きはどうか、まずお尋ねいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

企業誘致の関係で御質問いただきましたが、現時点で具体的な案を持って企業庁の方へ相談に出向いたということはございません。ただ、先日、県の地域振興部、昔の企画振興部ですね。

その県の職員がたまたま当市を来訪されまして、合併後における市が抱えている問題点等について懇談をする機会が実はございました。その懇談の場で、当然当市といたしましても、企業誘致の問題もその一つであり、安定した財政基盤の確立、また活力と潤いのある地場産業の育成、振興を図るためには、当然、企業誘致は本市にとって必要ですよという見解を申し上げたところでございます。

それで、誘致を図るには、議員おっしゃいましたように、土地利用関係の諸法令の関係、また立地条件、こういったクリアすべき諸問題がいろいろあると思います。そういったお話の中で、県当局におかれましても、内部との調整も含め、いわゆるアドバイス、協力は惜しまないというお話もそのときにいただいておりますので、機会をとらえて今後県との情報交換に努めてまいりたいというふうに現時点では考えております。以上です。

#### ○7番（岩間泰彦君）

ぜひ積極的に県の方へ出向いていただいて、調整していただくように、企業誘致についてはお願いいたします。

次に、佐屋駅周辺の整備につきまして、確認の再質問をいたします。

佐屋駅周辺の整備計画の動向についてでございますが、12月に私が佐屋駅周辺など佐屋ゾーンの将来像と具体的計画をお尋ねいたしましたところ、平成22年に都市計画の見直しを計画しており、市として関係者の意見を聞きながら検討していきたいとのことでございましたが、その後の動向をお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

先ほどの御質問の関係ですが、県の方も平成22年、都市計画の見直しに向け、本年度、県としての基本方針を策定するというのを聞いております。市としても、それを踏まえて考えをまとめていきたいという考えでおります。よろしくお願いいたします。

#### ○7番（岩間泰彦君）

最後に、市長にお尋ねいたします。

佐屋駅周辺の整備についてでございますが、3月の議会で市長は、藤浪駅とか永和駅、そのような話しか出てきませんでしたので、少しひがんでいるわけでございますが、先ほど述べましたように、佐屋駅が愛西市の玄関ではないかと私は思っておりますが、市長の見解はどうでしょうか。また、佐屋駅周辺の整備を含めた都市計画につき、市長としての考えを最後にお聞かせください。

#### ○市長（八木忠男君）

岩間議員の質問にお答えします。

佐屋駅は始発駅ということもありまして、お互い近い駅が玄関かなとも思ったりしますが、実際、乗降客が多いところは無人化にならないという名鉄の考え方などもあるわけでありまして、御指摘いただきましたように、愛西市、本当に駅が多うございます。佐屋駅を含んで、名鉄が6、そしてJRが永和駅ということで、藤浪駅は名鉄津島線の高架化事業の中で、本当にいいタイミングであつた状況になりました。旧佐織のお金も本当に少なくてできたわけであ

ります。その後、勝幡駅の構想が今継続で進みつつあります。あわせて、永和駅の調査委託料も本年度お願いをしているところでありまして、すべての駅にそうした状況が可能かなど。総合計画の中でも、あるいは今後の財政面などなど、総合的に判断しながら、佐屋駅についても検討を進めてまいりたいと思っております。

○7番（岩間泰彦君）

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

それでは7番・岩間泰彦議員の質問を終わりにして、次に通告順位7番の9番・村上守国議員の質問を許可いたします。

○9番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、農業政策についてと凶悪事件の低年齢化について2点、一般質問をさせていただきます。

まず1点目であります愛西市の農業政策について、3点質問をいたします。

一つでございますが、農地を有効に活用するシステムの構築についてであります。

都市化の影響や不在地主の農地管理不徹底、農家の高齢化等に伴い、耕作放棄地が散在しているのが実情であります。農地法上は地目が農地であっても、原野化していたり、勝手に埋め立てられ、材料置き場として使われ、時にはごみの捨て場化し、周囲の田畑に影響があり、非常に迷惑をこうむっているのが現実であります。市街化区域内等々にある耕作放棄地は、市民菜園や農地転用が可能なところなら別途の有効活用を図るべきであります。

耕作放棄地の面積は、5年ごとに全国で実施される農林業センサスの2000年の調査によると、愛西市全体で6,274アールで、2005年の調査では5,349アール、対比で85.3%である。この面積の解消は、休耕地の締めつけが緩くなった関係ではないかと思っております。

質問であります。農林業センサスによれば、愛西市の耕地面積3,186ヘクタールの1.7%が耕作放棄地で、2000年の調査に比べ、全体面積は85%となっているが、畑は2.8%増加しております。この結果をどのように評価し、今後、耕作放棄地の解消に向けてどのような取り組みをされるのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

次に、愛知県が農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を策定し、その方針に沿って、愛西市において農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想を策定され、その中で、遊休農地及び要活用農地、これは優良農地でございますが、要活用農地の所在地、面積を公表することになっているが、内容はどのようになっているか、教えていただきたいと思います。

また、私はこれらの要活用農地を認定農業者等農業の担い手へ、利用権設定していくことが担い手の規模拡大にもつながり、農地を有効に利用するための最善の方策と考えておりますが、愛西市は具体的な取り組みを考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に3点目でございますが、これからの農業は環境に優しい農業、すなわち土づくりをしたり、できるだけ化学肥料や化学農薬を使わない農業を目指すべきであります。農業は、安全・安心な食糧供給、国土や環境の保全といった多面的機能を有しており、このような機能を将来

にわたって発揮していくことが必要であります。このような持続性の高い農業生産を行おうとする農業者に対し、法律に基づき知事から認定を受け、この認定を受けた農業者の愛称が「エコファーマー」であり、生産された農産物に添付するシール、包装容器、名刺等にエコファーマーマークが無料で利用できるのであります。現在、産地ではイメージアップ方策の一つとして、出荷容器等にエコファーマーマークを印刷して使用したい要望が強まっております。

平成17年1月末現在、愛西市の認定者は36名であるが、愛知県は5年計画で120名ぐらいにふやす予定であります。愛西市は、特産品であるレンコン、ニンジン等を積極的にPRする意味においてもチャンスであり、エコファーマー認定制度の普及啓発を図るとともに、認定を受けた持続性の高い農業生産方式に基づく栽培管理が計画的に進められるよう、技術的な支援を行っていく必要があると思いますが、愛西市行政はどのようなお考えか、お尋ねいたします。

次に、大項目でございます凶悪事件の低年齢化について2点質問をさせていただきます。

中津川市の高校1年の少年による中学2年の女子生徒の殺害事件など、近年、マスコミの報道に少年非行が載らない日はないと言ってよいくらいであります。もっと驚くのは、事件が凶悪である以外に、犯行を犯した少年が非行歴もなく、家庭では素直ないい子であったということであります。学校の成績もよく、部活動も一生懸命やっている子供がなぜ非行に走るのか、教育長はこの現象を、学校教育に問題があるのか、あるいは家庭教育に問題があるのか。そうでなく、それ以外に問題があるのか、お考えをお尋ねいたします。

また、その問題解決の対策として、教育現場でどのような指導をされているのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、平成17年1年間の津島警察署管内の犯罪少年の補導状況を見ますと、脅迫犯が3件発生しております。残念ながら、補導された少年の居住地が3件とも愛西市であります。年齢を見ますと、11歳が2件、10歳以下が1件で、いずれも小学生であります。当然教育長は事件の重大さを感じ、速やかに事件の内容を分析し、原因を追求するとともに、二度と起こしてはならない対策を関係機関と協議されたと思います。私が小学校のPTA関係者にお尋ねいたしましたが、事件そのものの内容等御存じなく、教育現場では3件の事件後、どのような対策が講じられ、関係者にどのような指示がなされたのか、具体的にお示ししたいと思っております。

以上2点についてお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、村上議員から御質問のありました、まず農業政策の関係からお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、統計上の全体につきましては、耕作放棄地の面積は増加をしているようでございます。しかし、販売農家の耕作放棄地は19%減という統計上の数値が出ております。

このいわゆる愛西市周辺につきましては、直売施設が多うございます。例えば道楽の里、グリーンセンター、立田ふれあいの里といったものがございまして、そうした販売施設を抱えている地域という意味からとらえますと、耕作放棄地はまだ少ない方ではないかというふうに思っております。

議員御指摘の耕作放棄地を解消するためには、行政だけではなく、農業団体等と行政が連携をとるというシステムづくりが必要であるというふうに考えております。その対策として、議員御質問の趣旨の中でも言うとおみえになりましたが、市街化区域にあっては貸し農園的なものも一つの方策でございましょうし、他の地域におきましては農協等の関係機関と連携を密にいたしまして、農地の移動を仲介する農地保有合理化事業の推進、あまそだち地域水田農業ビジョンの計画的達成の支援及び担い手育成や認定農業者への利用権設定、利用集積といったことに努めてまいりたいと。その上で、集落営農の立ち上げを強力に進めていくことが、その問題解決への道へつながるのではないかとこのように考えております。

2点目の、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想策定についてでございますが、議員御質問の趣旨の中で述べておられるとおりでございまして、これは愛西市の基本構想を策定し、関係機関に承認・意見を求め制定していくというものでございます。その策定期間でございますが、本年、つまり平成18年8月末となっております。したがって、現在の基本構想につきましては、遊休農地の活用においては、農協等と連携をとってございまして、利用権の設定、農作業の受委託等のあつせん事業を活用して、遊休農地の削減に努めていくといった考え方をもち、現在、調整協議中でございます。

農業政策の最後のエコファーマーマークの活用についてという御質問の御答弁でございますが、これも議員御存じのとおりで、この制度につきましては平成11年度に制定された持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づきまして、持続的な農業生産方式を取り組もうと、農業者の計画を県が認定して支援することによって、環境と調和のとれた農業を広く支援していくというものでございます。この制度は、人としての取り組みの姿勢に寄与するところが大きでございますけれども、私どもとしても議員と同じような考え方をもち、この制度の内容を生産者、また消費者へ周知を図って、理解を得た上で推進してまいりたいと、かように考えております。

ここで申し加えさせていただきますならば、平成17年度末での愛西市の認定農業者 133人ございますが、このうちエコファーマーの認定者が38名でございます。また、県の方につきましては、2010年、海部津島全体でこの認定農業者、県の方としては認定農業者の目標数値が 400人強ぐらいをどうも目安にしておるみたいでございますが、このうち 200人をエコファーマーの認定者にしていけたらなあというような考えがあるというふうに聞いております。したがって、まず最初に農業経営者、それから各種生産者にこういった制度についての啓蒙を実施して、制度の理解を求めて、取り組む意欲のある生産者について認定をしていくことができたらなあというふうに考えております。

生産団体等におきましては、農協等と連携を密にいたしまして、地域で生産されるブランド野菜を中心に、化学肥料とか化学農薬を減らした環境に優しい農業に取り組むエコファーマーマークをつけまして出荷できる体制づくりに努めていきたいというふうに思っております。

一つの提案方法としまして、先ほどお話ししました直売場を多く近辺に抱えておる当地域の環境もございまして、そういった直売場ではエコファーマーコーナーの設置、それからイン

ターネット等で販売をしている方については、ホームページ等でこうしたエコファーマーの取り組みをしている私は生産者ですよといった記載をその中へぶち込んでいただくように、そういった方向に持っていけないかなあと考えております。以上であります。

### ○教育長（青木萬生君）

村上議員の、非行の原因は学校教育にあるのか、あるいは家庭教育に問題があるのかと、非常に私にとっては難しい回答になったわけですが、お答えさせていただきます。

先ほど来、冒頭で議員がおっしゃいましたように、近年、本当に痛ましい事件が発生しております。少年非行の深刻化の原因、背景としましては、少年自身の規範意識の希薄化、これは先ほどの吉川議員の発言の中にもございました。自分をいかに発言するかということがなかなかできない子供たちが多くなったと。家庭や学校のあり方、地域社会の少年問題への無関心、少年を取り巻く環境の悪化等が複雑に絡み合って、問題は発生しているものと思います。それぞれケース・バイ・ケースだというように思います。

そうした中で、昨今、特に社会問題になっているのが、家庭の教育力の低下についてでございます。今の家庭は、全部じゃございませんが、少子化の影響で、先ほど来ありました大人6人に子供1人だということのように、非常に子供に大人の手が加えられる場面が非常に多くなってくると。そうした中で、自己中心的な面が多分に見受けられます。これは、親の責任に起因することが非常に大きい部分もあるのではないかと、このように思っています。

また、非行に走る子供をいかに早く多くの教師の目で、いろんな場面で見つけ出すか。例えばですが、服装がちょっと変わってきたぞとか、言葉遣いがおかしいとか、友達関係が変わってきたぞとか、早退が出てきた、それから遅刻が出てきたぞと、そんなようなこと等も含めて、教師はいち早く見つけ出すのが、そして指導していくのが教師の責務であると思っております。

これには、やはり家庭の協力が不可欠であることは言うまでもございませんが、中には残念なことに、協力がなかなか得られない家庭も現実にあります。学校は、事あるごとにこういった家庭を指導しなければならないのですが、指導するには根気強く、保護者と何度も何度も会って、信頼を得て、そしてそこから初めて指導が始まるんじゃないかと、こう思っております。

最後に、非行少年等の問題につきましては、学校・家庭だけでなく、警察その他の関係機関、団体や地域社会がそれぞれの役目を果たし、緊密に連携して、社会が一体となった対策を進めつつ、中・長期的な根源対策を推進することが極めて重要であるのではないかと思います。

それから二つ目の質問でございますが、少年非行に対して教育現場ではどのような対策をとということでございましたが、具体的に2件の、議員の方からは補導事例が得られましたが、その事例は別としまして、学校としましては児童・生徒をいかに非行に走らせないために、学校教育全体を通して取り組んでいくかと。そこで、現在の学習指導要領のねらいとなっています生きる力をはぐくむことを念頭に教育活動を進めております。その生きる力を内面的な心の側面からとらえたものが豊かな心で、豊かな心をはぐくむことは、未来に向けて人生や社会を切り開く力が培われることになるのではないかと思います。具体的には、心に響く道德教育の推進とか、心を揺さぶる特別活動や総合的な学習の時間をより一層推進していきたいと思ってい

ます。

もう一つ、生きる力を体の側面から見たものが健康・体力でございます。家庭の教育力が低下し、大人的生活スタイルがそのまま児童・生徒の生活を脅かしている現状では、その効果は期待薄でございます。そこで、学校では児童・生徒の生活リズムの修正と食に関する指導、運動の生活化等、学校がリーダーシップをとり、家庭・地域と協力しながら、今後進めてまいりたいと思います。

さらに、本年度から愛西市内のすべての中学校にスクールカウンセラーが配置され、多様な学校不適應に対して相談活動を通して、よりよい方向に導かれることが期待されております。学校では、日々の教育活動の中で、教職員は何よりも共通の理解と迅速さ、共通行動の意識で生徒指導に当たっております。

なお、議員から御指摘の2件については、警察の方からは教育委員会の方へは連絡がございません。初めて伺いましたので、今後警察等も、こういう事件があった場合には、学校のみじゃなくて、教育委員会の方へもできれば連絡をしてほしい。そのシステムでどうなっているかわかりませんが、要望だけは早速させていただきたいと思います。以上です。

#### ○9番（村上守国君）

では、それぞれの御答弁をいただきまして、内容的にはすべて把握したようなつもりでございますけど、とりあえず一、二点お尋ねするわけでございますけど、農業政策全般につきましては、このような耕作放棄地、あるいは要活用農地等々につきましては、これからは集約化して、それぞれの農業認定者等々に利用権設定をして、集落等々を努めていくというような内容でございました。国の方針にしましても、これからの農業政策、特に19年度からは個人農業ではなくて、いわゆる集団化、あるいは法人化しないことには、国は面倒を見ませんよというような方針が打ち出されておるわけでございますけど、そこで今愛西市の営農組合は何団体あるのか、御存じですか、ちょっとお尋ねいたします。

それと、教育問題等々につきまして、教育長に再度質問をさせていただくわけでございますけど、何か模範的な回答をいただいたわけでございますけど、その中で、僕は二つ目の脅迫犯が、愛西市の少年が3件起こしましたよというようなことについて、内容等々何も知らないというようなことでは、非常に教育の責任者としては問題があるような感じがするわけでございます。これは、警察の方から何も言ってこないから、私どもは何も知らないということじゃなくて、こういうような事犯の実績、あるいは事の内容等々については、一般的に公表されておるわけでございます。私も、現に手元に津島警察署管内の犯罪少年の補導状況、それなりの統計数字的なものを持っているわけでございます。これは、私もかつての仕事の中で、警察が各市町村の青少年問題協議会の担当者を集めて分析して、これからどういう形で事故を防ぐのか、そういうようないろいろな形の中で、お互いに協議しながらやってきたつもりでございますけど、今の教育長がこのような重要な事犯を、内容等々何も御存じなく、しかもそれに対する対応は当然やっておみえにならないわけでございますけど、積極的に自分から出かけていただいて、そういう情報等々はすべてかち取るんだというようなつもりで、ひとつ現場の責任者とし

て対応していただきたいと思っておるわけでございます。

それで、今正直に教育長は、この17年の3件の事案等については何も知らなかったんだというようなことを言われましたけど、もう一度確認をさせていただくんですけど、教育事務所管内では少年の補導状況等々については調べるといようなシステムにはなっていないのか、もう一回御答弁をお願いいたします。

#### ○教育長（青木萬生君）

お恥ずかしい次第ですが、正直に知りませんでしたということで申し上げたわけでございます。

議員がおっしゃったいろんな統計等は、教育事務所の職員もその中には多分入っているんじゃないかと思うわけでございますが、その辺のところも教育事務所の担当者等と綿密な連携をとって対処したいと思っております。

そして、長々と御答弁させていただきました。これを起こさないための基本的な体の問題、心の問題、それから問題を起こした子供たちが何か不満を持っていると。その不満は何だろうか。その辺のところから長期的に根気よく指導に当たらせていただきたいと思っております。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

営農団体の数の御質問でございますが、10団体でございます。

#### ○9番（村上守国君）

今、集団営農の関係については10団体という御報告をいただいたわけでございますけど、今後、愛西市も農協においても、農業政策の重点課題は集団営農であるということをはっきりと打ち出しておられますので、その中で、集団営農の経営内容等々につきましても、しっかりと首を突っ込んでいただいて、適正な指導をやっていただきたいと思っております。現に私も集団営農のリーダーとして日夜努力しておるわけでございますけど、現在の補助金、助成等々のカットにより、非常に厳しい集団営農の運営をせざるを得ないような状況でございます。

私どもは米と麦、あるいは大豆をつくっておるのが愛西市の集団営農の大半でございます。そういう中で、米・麦以外に、例えば農産加工をすとか、あるいは観光農園をすとか、あるいは市民菜園をすとか、そういうような違った角度において有効な農地を活用するというのがこれからの求められている農業政策ではないかという感じがいたしますので、そういう点も含めまして、指導をすべきではないかと思っておりますので、その点よろしくをお願いいたします。

それと、エコファーマーの関係でございますけど、先ほど部長が言われました形で、市の方針としてこのような形で進めるんだということと、提案の中で直売場でコーナー等を設置して、エコファーマーの製品を優先的に消費者の皆様方に利用していただくという方策を今後とるべきだと私も思っておりますので、ぜひ目に見えるような実現を早急にお考えいただきたいと思っております。

それから教育問題でございますけど、教育長の御答弁の内容で、平成17年の脅迫犯の関係



等々については何も知らなかったという答弁でございました。私がしつこく申し上げますのは、この少年が、例えば自転車を盗んだとか、そういう事犯ではなくて、脅迫犯ですね。脅迫犯という殺人に近い事件を起こしておるわけでございますので、ほうっておくべき問題ではないと思っております。ですから、今後、関係機関がお互いに連絡を密にしながら、ともに問題点を共有して、問題解決に当たって、愛西市から絶対このような少年を二度と出さないような、常日ごろの家庭教育の問題もございますけど、我々はすべて学校の先生方に子供の教育、家庭教育も含めてでございますが、お任せしているのが現実でございますので、先ほど教育長が申されましたように、関係者、いわゆる保護者等々も含めまして、連絡を密にしながら、立派な少年をお育ていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

9番・村上守国議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとらせていただきます。再開は15時50分からにいたします。

午後3時35分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位8番の2番・鷺野聰明議員の質問を許可いたします。

○2番（鷺野聰明君）

議長への発言通告書に基づきまして、一般質問をお願いいたします。若干お疲れのお時間かと思いますが、いましばらく御辛抱をお願いいたします。

まず大項目の1点目でございますが、愛西市の総合計画の策定についてという大項目、そして2点目が健全財政の取り組みについて、これは発想の転換をという大きな二つのタイトルで質問をいたしたいというふうに思います。

先般、2日間にわたり愛西市の総合計画策定、あるいは愛西市の行財政改革大綱策定等、企画部長等より全般的な御説明を受けたり、あるいは質疑等をさせていただいたということでございます。全体的な流れは、ぼんやりではございますが、理解してきたというところでございます。

この中で、私自身、一番大きく気がかりになっているところがございます。といいますのは、昨年来、1年数ヵ月、合併してからたったわけでございますが、各議員さん、それぞれいろいろな要望項目を積極的になされておるということで、また先般、17年度には住民へのアンケート調査等々の中で、いわゆる財政改革の真っただ中というところで、まさに財政の支出増に関することが圧倒的に多いということでございます。ここで財政増に対することも、もう少し頭を柔軟にして、議会、あるいは行政が真剣に考えないと、皆さん方がいろいろやりたい、あるいはやろうとしていることが実現に向かって進まないということかと思っております。

そんなことで、愛西市の総合計画の策定に対して、市長としてどのように考えているかとい

う内容について、これから御質問をしたいと思えます。

総合計画の策定のスケジュールの中で、点線書きの四角の中に庁内の協力という項目がございます。庁内協力というのは、役所の職員の皆さん方が協力していくというスタンスかと思えます。これはいろんな各課・部の課題があらうかと思えますが、その課題を市長が吸い上げて、その基本的な方針を市長が決定し、市長方針に基づいて職員が協力的というよりも、愛西市の将来を職員が主体的に考えるべきだというふうに私は思うわけでございます。議会といたしましても、個人的には総合計画の特別委員会ぐらい立ち上げて、行政と議会が真剣に愛西市の将来に取り組んでいくということが重要ではないかと思っておるわけでございます。

そこで1点の質問ですが、まちづくりの基本方針は、選挙で選出された市長、そして議会議員が決定するものと考えますが、市長の考え方についてお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、合併以降、合併協議会等でいろいろ合併するための調整、取りまとめをしてきたわけですが、スタートしてからもまだまだ積み残しの大きな未調整項目が残っていると。こういうことも、合併して1年余りがたったところで、市長としても各部長、あるいは職員の方々とも相談しながら、このあたりで市長方針をきっちりと表明していただいて、愛西市の総合計画の策定ということについて、職員が迷わないように、こういう方向に進むんだということをお前提として市長からおろしていただいて、職員がその方向に向かって主体的に総合計画に取り組むべきだというようなことを考えております。

そんなことで、どんなことが課題としてあるのかということをお簡単に述べますと、例えば市街化の見直し、先ほど出ていましたけれども企業誘致の問題、また水道料金の均一化問題、あるいはこれは南水への加入という課題もあらうかと思えます。総代組織の見直し、巡回バスの広域化、入浴サービス、合併後の福祉予算が約3億から4億、年間に支出増につながっているということも聞いてございますが、これもこれからの財政状況で大丈夫か。また、市税の徴収率の向上のために、具体的に何をするのか。また、新たな財源確保の検討、先ほども出てございましたが、土地の利用計画の見直し、市街化計画等々でございます。また、各種補助金の見直し、特別会計への繰出金の圧縮見直し、各種事業の見直し、人件費等の見直し、いろんな見直しがございますが、削るばかりが見直しではございませんので、今後環境の整備とか少子化、あるいは文化の向上とか、いろいろ重点項目等もございまして、めり張りをつけて、重点項目を絞って、あるべき姿の愛西市の総合計画を策定していただきたい。決してコンサルの主導の総合計画にならないようにという思いでございまして、市長ないしは助役等の考えをお尋ねいたします。

続きまして、先ほどの職員が主体的にという話をしましたが、昨年度、せつかく530台、あるいは540台ほどもあるノートパソコンをむだにしておいてはいけないということで、しっかり皆さん方職員、ノートパソコンが1台ずつ机の前にあるはずでございまして、いろんな課題の提起を企画部長から発信いただき、愛西市の将来はどうあるべきかというところのパソコンでのやり取りを積極的に採用していただきたいと思うわけでございまして、これについても企画部長にお尋ねをいたします。

そして、財政の収入が本当に厳しい状況の中で、基金も年々20億強取り崩してきているような状況の中で、目的別基金も含めて100億円を切ってまいりました。一般会計への繰り入れ可能というような基金、いわゆる財政調整基金とか、あるいは公共事業の整備基金等々、合わせましても、3月では約49億6,000万ほどということで、本年恐らく21億8,000万を取り崩しますと、来年の3月末には27億余りに大幅に減少してくるのではないかと思うわけでございます。

そんな中で、19年度予算、20年度予算、そして5年後、10年後の予算も、永遠に愛西市が健全財政で発展していくためには、今我々がどうすべきだということを真剣に考えて、市長方針をできましたら本年の9月ぐらいに議会の方へぶつけていただいて、市の方針を議会としっかりすり合わせていただいて、総合計画に反映すべきではないかということをおもうわけでございます。その点につきましても、ぜひ市長の御見解を賜りたいというふうに思います。

続きまして2点目の、健全財政への取り組みについて、発想の転換をとという項目でございしますが、どういうわけか小沢照子議員と質問がよく似た内容になってしまいましたので、一部先ほど回答をもういただいておりますが、簡単に述べたいと思います。

広報への広告の掲載等を考えていただけないだろうかということでございます。自治体の広報紙への広告掲載の主な理由といたしましては、地元の商工業者の育成、振興、そして生活情報の提供、あるいは自主財源の確保等々でございます。アンケート等によると154とか、あるいは170ほどの自治体が既に採用に踏み切っているというように聞いてございます。手元の資料においても、この近隣の県においても、近くの岐阜市、名古屋市、一宮市、瀬戸市、高浜市、東郷町、桑名市、続々と広報等に広告を掲載しているということでございますので、先ほど前向きな発言をいただきましたが、ぜひ私からもよろしくお願いを申し上げます。

そして、2点目ですが、巡回バスもさらに立田地域へ、八開地域へというようなことで、現在、検討させていただいておるところでございますが、ぜひ巡回バス等へも広告を利用させていただき、小さな資金かもしれませんが、地域の商工業の発展とか、あるいは収入の増ということで考えていただきたいというふうに思います。

また、市の財産としては市有地、市有施設の有効活用ということでございます。広告料の他の収入を美観的、あるいは市のイメージを損なわない程度に、そういった範囲で推進していただいたらと思うわけでございます。例えば例といたしますと、親水公園の総合体育館というような長々しい、我が市には立派な体育館がございます。こういったものも広く全国にインターネットで募って、別名称の公募をしたらどうかということも一つの案かと思えます。現在、ワールドカップのサッカーの真っ最中でございますが、例えばキリンカッププラザとか、市長もキリンの愛好でございますが、アシックスホールとか、こういったすばらしい名称を公募して、愛西市の方へ少し財源をいただければ、市民の懐も痛まない、市の財政も多少なりと潤うということで、活性化の意味も含めていいのではないかということをお改めて私からもお願いと質問をいたしたいと思えます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○市長（八木忠男君）

鷺野議員の質問にお答えをいたします。

最初に、愛西市総合計画の策定についての考えは、どのような市にという御質問であります。御質問の中でもありました、昨日も皆さん方に全協の場で担当より説明をさせていただきました。市民の協働の場づくりという約束の中で、こうした立場をいただけてきましたし、それも一つの公約であります。ですから、「市民フォーラム21・NPOセンター」にお願いしているわけでありまして、あくまでも市民の皆さんのアンケートなど、成果目標を見詰めつつ、全体的な計画を進めていきたいと思っておりますし、議会の皆さん方への協議、あるいは報告なども重ねながら、総合計画を策定してまいりたいと思っております。

いずれにしても、市民・住民の皆さんの平均ニーズを基本とした考え方で進めてまいりたいと思っておりますし、生活課題などのアンケート結果もいろいろ出ておりました。そうしたことで、優先順位的なものも考えながら進めてまいりたいと思っております。

そして、職員にはどうかという質問であります。すべての現在までの事務事業についての検証作業を進めるように言っているところでありまして、事務事業評価の点についても検討をさせているところでもあります。

そうした視点から総合的に判断をしつつ、御指摘のいろんな皆さん方から御質問の中で、要望、御意見など承ってきているわけでありまして、鷺野議員におかれましても、昨年3月いっぱいまでは組長という立場でおありであったわけでありまして、そうした経験者の御意見としても、今後も十二分に承って進めてまいりたいと思っております。

この合併についてのいろんな協議会の中でも、一緒に協議もさせていただきました。そんな状況も十二分に御存じだと思いますし、それぞれ旧2町2村の政策、あるいは行政、長い歴史があるわけでありまして、午前中の質問にもありましたが、恐縮ではありますが、八開、立田ばかりでなくて、佐屋、佐織にもいろんな過去のそうした状況があるわけでありまして、それは真実を伝えて、偽りなく、そうした考え方を忘れないで進めてまいりたいと思っております。

今後とも、議員各位におかれましても、全般にわたった総合計画のいろんな御指摘をいただけたらと思っておりますし、本当に愛西市、今107億円の貯金、210億円ほどの借金ということがあります。1軒のうちにさせていただくならばどうか。それとはマッチしないかもしれませんが、本当に真剣に収入も考えなくてはなりません。収支のバランス、あるいは商工業、農業行政もそうであります。バランスのとれたということを基本にしながら、住民本位の総合計画を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは2点目の、全職員のえいちを総合計画づくりにと、ノートパソコンを用いてそれぞれの職員からアイデアを募集したらどうだという御質問でございますけれども、先ほど市長からも若干触れられたと思っておりますけれども、今回の総合計画の策定につきましては、いわゆる全庁、全課一丸となって今検証作業、きのうもちょっと御説明をさせていただきましたように、政策課題の洗い出しというものを全庁挙げて取り組んでおりますので、そういったことで御理

解がいただきたいと思います。

それから財政的な関係なんですけれども、御発言のとおり、17年度末で基金の現在高は総額で約 107億 8,600万円ほどございます。平成18年度の当初予算、本年度一般会計 201億円予算計上をしておりますけれども、議員からもお話がございましたように、基金からの繰入金は21億 8,000万円ほど繰り入れをしておるのが現状でございます。そして、その現状の予算規模、いわゆる 201億円の予算規模で単純計算をすれば、毎年21億ずつ取り崩すということは、5年で基金がなくなるという一つの状態に陥るのではないか、これは本当の単純計算ですけれども。そういったようなとらえ方もできるわけです。したがって、中・長期的な収入増、今市長からも申されましたように、当然皆さん方の御意見をお聞きしながら、総合計画の方へ反映すべきだというふうに考えております。以上です。

#### ○助役（山田信行君）

3点目の広告を掲載したらどうだということで、先ほどの小沢議員と同様の御質問でございますが、その関係についてお答えをさせていただきます。

先ほどありましたように、愛知県下でも5市町程度の先進地がございますので、こういったところの実態を早速調べさせていただきまして、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

いずれにいたしましても、手がつけやすいのは、やはり紙の媒体によるものへの広告掲載が手早いものではなかろうかと。ホームページへの広告、いろんなことを御提案いただいておりますけれども、そういった方面では技術的なものも相当クリアしなければならない部分があるようですので、まずは紙の媒体から取り組めないだろうか、そういったことを研究してまいりたいと思います。

また、巡回バスへの広告掲載という御提案もいただきました。こういったバスの広告でよく見かけますが、名古屋市営バスは本当に車全体をラッピングしたようなカラフルなバスまで走っておるわけでございますけれども、私どもの巡回バスはマイクロバス、要は小型バスでございますので、ああいった目立つ広告が広告主に受けるだろうか、そんな心配をすることでございますけれども、いずれにいたしましてもマイクロバスは安全運行を最優先にいたしまして、もしこういった広告が載せられるのであれば側面くらいだろうと思っておりますので、どの程度までできるのか、その辺も模索をしたいと思っております。

そして最後に、親水公園総合体育館の例も御提示をいただいたわけでございます。ちなみに、この親水公園総合体育館近辺は都市公園条例に基づく公園区域内でございまして、屋外広告については規制がされております。そういうことでございますので、体育館内部への広告掲載ももしできるのであれば、地方自治法の根拠規定だとか、そういった関係をクリアした上で、取り組める手法を考えてまいりたいと思っております。

その程度で、まずは答弁とさせていただきます。

#### ○2番（鷺野聡明君）

今、それぞれ御答弁をいただきました。

愛西市も5年、10年ではございませんので、永遠に繁栄していただくということでございますので、先ほどの建設部長からも、22年に検討されるということで、土地利用の関係やら、今現在から総合計画に具体的な方向性を明確にしていけないと、県なり国なりの助成等もいただけないということもございますし、財政的にも隣の同規模の津島市が約170億ほどの予算で、我が愛西市が201億ということで、相当背伸びをした予算だなあとということで、それぞれ内容的にはどれもやらなければならない事項ばかりでございますので、財政減への取り組み強化はもちろんでございますが、ぜひ収入増にもまつわる、一般市民の税増につながらない収入増の工夫を積極的に考えていただきたい。また、市職員の皆さん方のえいちをぜひ引き出していただきたいというふうに思います。

私からの質問については以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（佐藤 勇君）

2番・鷺野聡明議員の質問を終わります。

それでは次に、通告順位9番の26番・宮本和子議員の質問を許可いたします。

#### ○26番（宮本和子君）

もう時間的にも1時間を予定しておりますので、過ぎるかもしれませんので、初めに皆さんの御了承をお願いしたいと思います。

2点について質問をいたします。

1点目は、介護難民、ケアマネジャー難民を出さない介護保険制度に、2点目は、子育て支援について質問を行います。

では、まず介護保険難民、ケアマネジャー難民を出さない介護保険制度にの1点の問題から質問を行います。

4月から改定されました介護保険法が実施されておりますが、国が準備不足のまま見切り発車させたため、自治体でも事業所でも大変大きな混乱が起こっていると報道されております。4月に入って、いざ介護保険の申請をしようと市役所に行きますと、まずケアマネジャーをここから頼んでくださいと一覧表をもらい、これはというところに連絡しても、うちはいっぱいですと断られてしまう。どうしたらいいのでしょうかと相談がありました。どこの事業所でもケアマネジャーが少なく、ケアプランが立てられない状況になっています。今までベッドを借りていたが、要支援となり、10月からベッドを返さなければならないがどうしたらいいのか。また、施設に入所していますが、昨年10月から負担が増大してお金がいつまで支払いができるのか、大変心配している。払えなくなれば出ていかなければならなくなるのではないかと。4月から介護保険料の請求が今までより相当上がっている。このまま上がり続けたら、生活を切り詰めなければならないなど、不安の声がたくさん寄せられております。

そこでお尋ねいたします。例えば新予防給付開始による混乱、生活援助の大幅な削減、施設からの退所、利用抑制、また介護保険料などの負担増による混乱などがあると聞いておりますが、愛西市として今回の介護保険法改正によってどのような混乱が起こっているのか、具体的にお聞かせください。

2点目、地域包括支援センターは事業所、福祉団体、NPOやボランティア団体、ケアマネジャーや医師などの専門家、地域の福祉・医療・介護などを担う人たちと協力しながら、愛西市にふさわしい責任を果たし、地域包括支援センターが地域の高齢者の実態把握をし、高齢者の生活を支える役割を発揮できるようにしていくことが大切です。4月から直営の地域包括支援センターがスタートしましたが、新予防給付のケアマネジャー1人に8人しかケアプランが立てられないということですが、対象者は何人で、具体的な給付内容、利用状況についても対応できる体制となっているのか、お聞かせください。

3点目、平成17年度の高齢者アンケートでの介護保険料に対する回答では、62.5%の方が、介護保険料が高目であると感じている結果で、4月からの介護保険料は今までより2割から5割以上に値上げとなり、今まで以上に高目であると感じる高齢者が増大することは目に見えております。平成17年度の介護保険料の滞納状況はどのようになっているのか。また、4月からの介護保険料の値上げに対する市民からどのような問い合わせがあるのか、お聞かせください。

4点目、地域支援事業は非該当と判定された人や、地域のすべての高齢者を対象に、これからも元気で介護が必要とならないために、さまざまなサービスを提供する事業です。地域支援事業の実施主体は市町村となりますが、具体的にはどのような内容で行われるのか、お尋ねいたします。

5点目、第3期介護保険事業計画の高齢者の優しいまちづくりの中に、安心な暮らしを支える地域活動の推進、町と心のバリアフリーの推進の基本目標、方針としております。行政として力を入れるべきこととして、3人に1人が助け合う地域づくりの推進を上げております。

私は、先日、松阪市の社会福祉協議会が行っております宅老所の視察を行いました。地域の公民館、集会所、コミュニティセンターなどで月2回以上、4人から10人ほどの高齢者と、閉じこもりがちな人を加えた集まりに補助する宅老所が市内に130カ所もでき、元気な高齢者やハンディキャップのある高齢者がみんなで支え合っているということです。私は、高齢者のまちづくり、安心な暮らしを支える地域活動の推進という基本方針としてはぴったりの施策ではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

また、町と心のバリアフリーの推進では、公共公益施設の整備として、ハートビル法や、県の人にやさしい街づくり条例に基づき、道路、公園、公共施設から段差の解消やポケットパークなど、利用しやすい施設整備改善を進めるとあります。高齢者や障害者が利用しやすい公共施設整備が必要です。佐織庁舎には、洋式トイレが各トイレに1カ所はあり、高齢者や障害者に優しい施設となっております。まだ、本庁である愛西市役所や他の公共施設の各トイレに洋式トイレが設置されていない施設はどのくらいありますか。今後、どのように改善していく計画ですか、お聞かせください。

次に、子育て支援についてお尋ねをいたします。

1点目、合計特殊出生率が1.25と過去最低となり、深刻な少子化が叫ばれている中で、大切な子供たちが無残に殺されたり、虐待されて死亡するケースが次々に報道され、心を痛めているのはだれでも同じです。今、どこの市町村でも起こり得る状況で、無視できない状況となっ

ています。虐待実態など、早期発見、早期対応が求められています。

そこでお尋ねいたしますが、子供の虐待や子供に対する相談など、特徴的なことや実態についてどのように把握しているのか。また、子供に関することを一括で取りまとめて対策などを講じているのか、お聞かせください。

2点目、佐屋地区では母子保健推進員が、保健師が直接会えない母子を訪問し、子育てに関する話や、未健診の子供に健診を促す活動を行っていますが、他の地域にも拡大したということですが、各地区何人になりましたか。各保健センターでの保健師も人数が少なくなり、母子保健推進員の役割も大きくなりますが、30人まで拡大をするという答弁がありました。今後の計画はどのようになっておりますか、お尋ねします。

3点目、核家族化の進行や地域コミュニティーが希薄化する中で、子育て家庭の育児の孤立化が指摘され、子育ての悩みや不安を気軽に話せるネットワークづくりが必要となってきますが、愛西市内ではどのような子育てサークルがあるのか、子育てサークルの実態を把握されているのか。子育てサークルや子育てネットワークづくりの支援はどのように行われているのか、お聞かせください。

4点目、子供の医療費の無料化、先ほども小沢議員からの質問もありましたが、私はもう3月にも質問をしまして、何度か今までもこの問題については質問をしてきましたが、小学校卒業までぜひしてほしい、そういったお母さん方の切実な声が、今度の選挙戦についてもひしひしと私の胸に伝わってまいりました。ぜひ子供の医療費、小学校卒業まで引き上げていただきたいが、見解をお聞かせください。

あとは自席について質問を行いますので、よろしく願いいたします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず最初の、介護難民、ケアマネジャー難民を出さない介護保険制度についての（1）の関係でございまして、この中で四つございます。開始に伴う混乱とか、大幅な削除ということでございます。

まず新予防給付開始に伴う混乱についてでございます。

この保険制度の改正に伴いまして、ケアマネ難民ということで、ケアマネジャー不足で混乱が起きていると新聞等でたくさん報道されておりますが、改正前につきましてはケアマネ1人の受け持つケアプラン件数が50件でした。改正後は、新予防給付8件と介護給付35件ということで、件数制限がされております。これを超えると介護報酬が減額されるペナルティーが設けられた関係上、受け持ち件数を抑制している事業所もあるとお聞きしておりますが、愛西市におきましては、各事業所ケアマネジャーを増員しておりますし、4月以降、新規に2事業所ができましたので、現在では混乱は起きておりません。

生活援助の大幅な削減ということですが、福祉用具の貸与につきましては、要支援1、2及び要介護1の方につきましては、その状態像から見て利用が想定しにくい5品目について、利用が限られることとなりました。この関係から、福祉用具貸与の事業者から認定者へ貸



与ができなくなるとの話聞き、数件の問い合わせがございました。今回の制度改正により、既に福祉用具の貸与を受けている利用者につきましては、この4月1日から6ヵ月間の経過措置を置くこととしておりますので、それまでは現状の利用をしていただきますが、順次地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所、または地域包括支援センターの保健師等が訪問の機会などを通じて新しい制度の内容の説明をさせていただきます。

次に、施設からの退所とか利用抑制でございますが、退所・利用抑制につきましては、昨年10月の食費・居住費の自己負担に伴い負担増になりましたが、利用者負担の高額介護サービス費の利用者負担の上限につきまして、法改正前は市民税非課税の方は一律2万4,600円となっておりますが、市民税非課税世帯のうち、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が80万円以下の方は利用者負担上限額が2万4,000円から1万5,000円に引き下げられました。低所得者に対して広く設定され、最終的には負担する金額も軽減されておりますので、利用者退所などに関することは聞いておりません。

保険料アップなどの負担増ではということでございますが、介護保険料は3年間の介護事業に係る介護給付費等の見込みと被保険者等をもとに算定をいたします。介護給付費の増の要因につきましては、要介護認定者の増加、またサービスの利用の増加に伴う給付費の増加のほか、第1号被保険者の負担割合が18%から19%に引き上げられたこと、また地域密着型サービス、地域支援事業の創設による負担増を加味して、基準額3,850円とさせていただきます。

保険料の仮算定の通知をさせていただいたところでございますが、保険料が上がったなどの問い合わせが寄せられておりますが、制度の仕組みとか、保険料は3年ごとの見直しであることを説明させていただき、御理解をいただいております。

続きまして、地域包括支援センターの新予防給付の関係でございます。この介護予防サービスの利用につきましては、認定審査会で要支援1、要支援2と判定された方が地域包括支援センターと契約をします。その後、この包括支援センターは契約時に委託した居宅介護支援事業所と同道訪問し、利用者の全数把握しているということでございます。

また、ケアプランの立案につきましては、居宅介護支援事業所に現段階では多数委託しております。ケアマネジャー担当件数8件までは、なるべく委託をお願いしているということでございます。

地域包括支援センターでは、委託をした場合は、要支援の方についてアセスメントの助言、ケアプランの確認を行っており、契約とか国保連合会の請求事務は、委託の有無にかかわらず必須実施事項になっています。なお、6月1日現在のケアプラン立案の委託件数でございますが、要支援1が23件、要支援2が34件で、合計57件を委託いたしました。また、地域包括支援センターが立案した件数は、要支援1、2ともに1件で、計2件でございます。この要支援1、2の対象の給付内容及び利用状況でございますが、4月請求実績から調べました主な利用サービスとして、介護予防通所介護8件、介護予防訪問介護4件、介護予防通所リハビリテーション2件となっており、6月現在でも介護予防通所介護、介護予防訪問介護が多く利用されているのが現状でございます。

続きまして、保険料の滞納状況はということでございます。

この介護保険料の滞納状況でございますが、特別徴収の調定額が3億8,503万3,000円、収納額は同額でございます。普通徴収といたしましては、調定額が8,137万円、徴収額が7,655万7,000円となっており、差引未納額は481万3,000円でございます。また、17年度全体の収納率は98.97%でございます。

この介護保険料の問い合わせにつきましては、仮算定時点で新保険料の通知を行っておりますが、どうして保険料が増額になったか、その増額の理由についての問い合わせが主なものでございます。

続きまして、事業主体は市町村になっているが、具体的にはどのようなということでございます。

この地域支援事業につきましては、地域のすべての高齢者を対象に、要するに介護が必要とならないためのさまざまなサービスを提供する事業でございます。この愛西市における支援事業の対象者は特定高齢者です。その選定につきましては、健康推進課の実施する基本健康診査に同封した基本チェックリストをもとに把握しております。対象となった方に訪問、または面接により意向をお聞きしまして、目標を持った計画を立て、目的に合った事業に参加していただき、3から6ヵ月後に効果を評価するというところでございます。

それから続きまして、高齢者まちづくりの方で松阪市の関係でございましたが、松阪市の社会福祉協議会が行っている宅老所の視察を行ったとのことでございますが、愛西市としましては、地域福祉の核となる社会福祉協議会の計画的な取り組みを支援するとともに、各地の協力も必要となってきますので、市民による自主的な活動へも支援を図っていこうと考えております。

また、策定させていただきました第3期介護保険事業計画の市長あいさつ文の中に、今後のまちづくりを行政・市民・企業が一体となって進めていきたいという記載がございますが、この計画での企業というのは、介護保険によります施設介護サービス事業者ということでございます。今回の制度改正では、介護保険の保険者であります市町村の役割、また権限、責任を強化する方向で見直しも随所にあり、介護保険がますます地域色を強めることとなっていることから、保険者であります愛西市においては、住民が主体となることに対する支援を促進し、市以外の介護サービス事業者にも事業の実施を働きかけるなど、第3期介護保険事業計画の基本方針の目標実現に向けてまいります。

続きまして、子育て支援ということでございます。

子供の虐待や子供に対する相談などの実態についての御質問でございますが、17年度家庭相談室への児童相談件数は136件ございました。そのうち児童虐待関係の件数は17件でございます。この17件のうち、虐待の事実を特定できなかったものなどが6件、18歳を超えていたものが1件ございました。

虐待の種別で申し上げますと、身体的虐待が12件と一番多く、次にネグレクト、これは養育放棄と申しますが4件、次に性的虐待が1件でございます。

虐待は複雑な問題を抱えていることが多く、単独の機関で解決するのは難しいものでございます。関係機関が連携して情報を共有しながら、素早い対応が必要であると考えております。市では、愛西市虐待等防止ネットワーク協議会を設置しており、医療関係者を初め、児童相談所や保健所、教育関係機関、警察署など、各種の関係機関が連携を取り合って、発生予防、早期発見からその後の見守り、ケアに至るまでの取り組みを積極的に実施しております。

子育て支援の中のサークルの関係でございます。

市内の子育てサークルの御質問でございますが、市の保健センターが開催している「のびのび教室」「はすの子教室」「すくすく広場」が3件ございます。それからNPO等が開催しております「わくわく子育てサロン」「子育てひろばあまえ〜る」「とんがりぼうしお話会」「あいうえお話会」「一緒に遊ぼう会かみふうせん」「おはなしいっぱいの会」が6件、その他市内の私立保育園・幼稚園で園庭開放とか親子遊びなども行われております。

子育て支援の拠点といたしまして、子育てについての相談や情報提供、子供同士、親同士の交流を広げるための地域子育て支援センター「さくら」と「ひまわり」というのが2件ございます。

子育てサークルやネットワークづくりの支援につきましては、児童館、また子育て支援センターを中心として、乳幼児と親子の交流の場の提供、子供の遊び環境や体験の機会の提供、地域住民や地域組織との交流・連携などの支援を行っています。

以上で御答弁とさせていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

子育て支援について、子供の虐待の実態についてということで、保健部の方もこの関係、虐待発生防止に取り組むことが求められておると考えております。

したがいまして、愛西市が実施する乳幼児健診、3ヵ月児、6ヵ月児、1歳6ヵ月健診、また3歳児健診、その折に問診票がございます。それに虐待予防の観点から、子育てに悩む親に対応できる質問項目が設定してございます。健診の場で保健師の相談、必要者には心理相談員の相談を受けられるようにいたしております。健診や育児相談、家庭訪問で把握する、それから強い育児不安を抱えている母親とか、育児の困難性が見られる家庭環境の母子については、保健師が関係の方々とお話しながら、連絡を取り合って、個別に面接、家庭訪問もいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、その折に障害が疑われる方、障害のある子については、健診の後、事後教室等で障害に対する不安や母親の子へのかかわり方などの支援、相談にも乗っております。また、障害のある子には、母子通園施設と連絡をとりまして、ケースの検討会を持ちながら、それぞれの立場で支援を行っています。

次に、母子保健推進員の関係でございますが、平成17年度は合併以前に旧佐屋町で組織されておりました関係から、佐屋地区で6人の母子保健推進員で活動していただいておりますが、平成18年4月1日から新たに立田地区で2人、八開地区で1人、佐織地区で5人の母子保健推進員を委嘱いたしまして、合計で14人に活動をお願いしているところでございます。この人数

設定は、出生人数に見合った人数でお願いをしております。また、活動内容は、第2子以上の乳児の家庭訪問、乳幼児健診、3ヵ月健診とか1歳6ヵ月健診、3歳児健診の未受診者の家庭訪問、それから初の妊婦の家庭訪問を依頼いたしまして、家庭と市との連絡役として活動いただいております。新たな地区での母子保健推進員からは、家庭訪問をして生活環境が荒れて気になっている家庭があるという報告があり、こういったケースが保健師の支援へつながるとともに、地域で継続した見守りのできることとなります。母子保健推進員は、地域の中でより身近に、母子に声かけができる存在であり、子育ての応援及び支援、虐待の早期発見に努めるなど、虐待予防の活動の一端を担う役割としております。

平成18年度は委嘱をいたしましたが、母子保健推進員設置規則では定数を30名以内となっておりますが、まだ設置したばかりでございます。この状況を見据えながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

洋式トイレの未整備状況ということでございますが、私自身は、確かにこの佐屋庁舎と申しますか、市役所がそれに該当するということは承知しております。ただ、その他の、以前に建てられた建物の中で、随時改修はしてきております。昨年の立田の体育館も改修はしてきております。そういう形で、改修はしてきておるはずではございますけど、その点もいま一度確認をし、利用の不便状況も確認をしたいと思ひますし、この佐屋庁舎におきましては、その点は十分承知しておりますので、改造のものは考えながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

宮本議員の質問、先ほど小沢議員にもいただきました。今度は6年生までということであり、3年生も考えておりませんので、6年生も同じように思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

では、まず介護保険の方から質問を引き続き行います。

先ほど新予防給付のケアマネ難民の問題は、今のところはふえていない状況で、深刻な状況は愛西市ではないということですが、新予防給付にかかわる申請もどんどんこれから出てくるわけですから、そういう点では今後どうなるのか。ケアマネ難民が出ないようにということで、ぜひお願いしたいと思うんですが、先ほど部長が言われましたように、ケアプランが今までケアマネジャー1人当たり50人、それを35人に減らして、そして40人以上担当いたしますと、介護報酬が40%から60%に減らされるという罰則が新設をされたわけです。報酬を重度ほど高かった結果、軽度の方のプランが軽減されたという報道もありますが、ケアマネ難民がふえる原因はどこにあるのか。また、今後市としてすべての介護に必要な方がケアプランを立てられないといったケアマネ難民を出すことのないように、対策を講じていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

広報「あいさい」で募集いたしました臨時職員の保健師、介護支援専門員の募集は、6月以降に把握される地域支援事業の特定高齢者に対して介護支援事業を行うためということでございます。介護給付、新予防給付の対象者につきましては、各事業所のケアマネジャーの増員と、4月以降の二つの新規事業所の開設により、愛西市においては対応できております。今後も、各事業所におけるケアマネジャーの増員を各事業所に要望していく予定でございます。

**○26番（宮本和子君）**

そういった点では、市としては増員の募集はしているけれども、それはほかのところが必要だからということですが、各事業所で対応できるケアマネジャーといっても、こういう状態が愛西市だけじゃあ、全国でこういう状況がありますので、ケアマネジャーを確保することを事業所に依頼するといっても、その事業所自身がケアマネジャーを確保することが大変難しくなるのではないかと思うんですよね。そこら辺は、本当に事業所にお願いできるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

先ほど御答弁させていただきましたように、各事業所の方に強く要望していく予定でございます。

**○26番（宮本和子君）**

では、もしその事業所で確保できないときは、市としてもきちっと対応できるようにしていただきたいと思います。

次に、要支援、介護度1の人が、今まで受けていたサービスが受けられなくなる問題では、予防給付によってヘルパー派遣の利用、福祉用具の車いすや、またベッドが借りられなくなる、また施設入所している人でも、支払い困難で退所しなければならない人が出た場合、今までのサービスが受けられなくなるといったことが起きるわけですが、市としてサービスが後退しないように、介護難民を出さない手だてをとる必要があると考えますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（水谷 正君）**

御答弁させていただきます。

予防給付につきましては、利用者一人ひとりの自立支援を目指すサービスが効果的、効率的に提供されるよう目標を立て、その評価を行っていくというものでございます。サービスの利用につきましては、要支援者の状態を把握し、アセスメントを行い、必要なサービスの利用に向けて、介護支援専門員が提案したサービス内容を要支援者、御家族、サービス事業者とともに検討し、介護計画を作成し、サービスを利用します。車いすや電動ベッドについては、要支援者の状態に応じて、必要なもので、かわりとなるものを紹介しております。市といたしましては、要支援者の状態の維持改善のために地域包括支援センターで計画の作成及びサービスの内容の確認、相談等を行ってまいります。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

福祉用具の車いすやベッドやなんかは、結構亡くなったりして利用しなくなって、家庭に眠

っているという方も多分あると思うんですよね。そういう点では仲介というんですか、募集をし、仲介をするということを、市としては安く提供するなり、もう借りられなくなった方は、本当にその日から困るわけですから、何とか無償で提供して下さる方とか、そういうことで広報に出すなり、今までのサービスが受けられなくなるという状態を解消する必要がありますので、そういった手だてもぜひとっていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

#### ○高齢福祉課長（石黒貞明君）

先ほどのベッド等の関係でございますけれども、現に社会福祉協議会の方へ寄附したいというようなお話も多々ございます。私どもの方へ御相談がありました都度、社会福祉協議会の方を御紹介させていただいて、そちらでケアマネジャー等がいますので、必要な方へ提供をしていただくような格好を、現在もとっているとお聞きしております。

#### ○26番（宮本和子君）

ぜひそういう点では、それぞれの住民の意向をきちっと聞いていただいて、スムーズに今までのように介護が受けられるようにしていただきたいと思います。

介護保険が実施されて以来、高齢者の保健・福祉に対する公的な責任を放棄し、市町村が介護サービスの提供から撤退するだけでなく、高齢者に関する相談・助言・訪問活動などもケアマネジャーに丸投げし、市として愛西市の高齢者の実態が大変把握しにくくなっております。高齢者の実態を把握するために、地域における介護・福祉・医療などの連携が大変重要となってきますが、その連携をとるためにも、市町村の役割は不可欠となっております。今まで、市町村が事業主体と言いながら、高齢者の実態を市町村が把握できなかったこと、高齢者の相談に総合的に対応し、必要なサービスへとつなげていく体制を再構築する必要を認めざるを得なくなりました。地域包括支援センターが地域の高齢者の生活を支え、高齢者の実態把握をしていくことが大変求められるとありますが、見解をお聞かせください。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

お答えさせていただきます。

この支援センターでは、65歳以上の方に基本健康診査に同封した25項目の基本チェックリストで特定の高齢者を把握し、虚弱傾向にある高齢者を把握します。

また、介護保険の認定審査会で認定されました要支援1、2の方については、地域包括支援センターの職員が契約訪問に行き、全数把握をしておるということでございます。

その特定高齢者や要支援1、2の方に対して、介護予防のための目標や今後現状を維持するためのプラン、計画を立て、実施し、効果について評価していきます。つまりは、65歳以上の高齢者が自立した生活が継続できるようにしていくということでございます。

委託しております居宅介護支援事業所のケアマネジャーには、相談を受けたり、研修会の開催により知識の向上、機能分担の明確化を図るなどを行っております。また、介護の地域のネットワークをつくるなど市町村を責任主体とし、地域に開かれた支援センターとして十分機能できるよう、運営のあり方を検討していく必要があると考えております。以上でございます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

ここでお諮りさせていただきます。本日の会議時間は、御案内のように議事半ばでございますので、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議時間を延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、よって本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

**○26番（宮本和子君）**

次に、介護保険料の値上げの問題でちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今まで以上払えない人が、介護保険料が値上げになって出てきますが、毎回介護保険の問題で、市独自の減免制度を行うよう求めています。滞納者がふえて不納欠損がふえるばかりでは、市の財政も大変苦しくなるばかりだと考えます。高齢者の生活実態を把握し、ぜひ市独自の減免制度を実施していただきたいが、見解をお聞かせください。

**○福祉部長（水谷 正君）**

御答弁させていただきます。

今回の制度の改正によりまして、従前の保険料段階の2段階を細分化し、保険料段階を多段階に設定しておるということでございます。具体的には、第2段階の市県民税本人非課税者で、合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の低所得者については、従前の第1保険料段階を適用するよう、低所得者に配慮をしておるということでございます。

また、税制改正により保険料段階が上昇する方に対する経過措置として、本来の保険料段階に一気に上げるのではなく、平成18年度と平成19年度の2年間に段階的に引き上げる措置を講じているところでございます。

市独自の減免につきましては、減免分に対する一般会計からの繰り入れが国の三原則により適当でないことにより、現在も考えておりません。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

今、この6段階になったという点では多少はと言われるんですが、これで介護保険制度で6段階が普通に皆さん、どこの市町村でも6段階。それ以上に、第2段階の方を救おうということで、7段階、8段階に分けているところも相当数あるわけですね。そういう点では、今後本当に払えなくなると滞納なんかも私はふえていくだろうと思いますので、そういう点では、3年後にまた見直しもありますが、それまでに財政が、不納欠損まではすぐ行きませんが、滞納者がふえるという実態が出た場合は、介護保険料の段階を7段階、8段階にかえる方向も一つはあると思いますので、ぜひ今後その問題も考えていってほしいと思いますが、その点はいかがでしょう。

**○福祉部長（水谷 正君）**

御答弁させていただきます。

御承知のように、介護保険料につきましては今まで1期、2期、今回18年度から第3期ということでございます。大幅に変わったということもでございます。これからはまた第4期という

ことがございます。そのときには、またどういった中身が変わってくるかもわかりませんが、現時点では市独自の減免につきましては、減免に対する一般会計からの繰り入れが国の三原則により適当でないということで現在も考えていないということでございます。御理解を賜りたいと思います。

#### ○26番（宮本和子君）

先ほどの高齢者のまちづくりの問題ですが、松阪市の宅老所は社会福祉協議会が赤い羽根募金を使って宅老所立ち上げのために資金を援助しております。今後、介護保険の地域支援事業として、地域に根差した宅老所として事業を進めていきたいというお話でした。介護予防の観点からいっても、元気な高齢者がハンディのある高齢者を支えることができる松阪市の経験をぜひ学んで、助け合う地域づくりを推進していただきたいと考えますが、見解をお願いします。

また、愛西市第3期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画で、市長は、超高齢者社会に向けたまちづくりを行政・市民・企業が一緒に進めるためと述べられております。今まで、計画ではサービス事業者、福祉関係の福祉団体、関係機関と連携して進めるという文言になっておりますが、私は福祉に企業の倫理を持ち込み、住民の福祉より企業利益を優先する立場に立つことは許せない気持ちですが、その点、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。先ほどの松阪の問題と一緒に答え願いたいと思いますので、お願いします。

#### ○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

宅老所というお話であります。そんな言葉は、他のところのことについても聞いたことがございますが、今後高齢者がますます多くなるという状況の中で、我が市に合った考え方も持ってまいりたいと思っております。勉強させてください。

そして、これからの愛西市全体の高齢者のとらえ方ということでもあります。もちろん企業、事業者の皆さんとも大いに連携をとらなくてははいけませんし、本市独自の進め方もしているわけございまして、全体にわたっても総合的にそうした関係プレーは必要と思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

宅老所の問題は、担当の方から聞きますと、滋賀県も随分最初から先進地でやっているというお話ですので、また滋賀県の宅老所のやり方や、いろんな地域のやり方を学んで、ぜひ愛西市に合ったものを取り入れていただきたいと思います。

それから子育て支援の問題ですけれども、先日、児童福祉課へ行きましたら、子育てマップが置いてありました。ピンクの冊子で、私もこれはいい冊子だなということで、きょう持ってきたつもりが、そこら辺にないんですが、とてもいい冊子ですよ。愛西市の子育てに関する情報が掲載されていまして。地域の子育て情報が欲しいとの要望に立ってつくられた情報紙が、必要な人たちに届いていなくては宝の持ちぐされとなってしまいますが、この情報紙はすべての窓口にとともに、子育て中のすべての父母に確実に渡されておるのか。

また、先日、子育てサークルの方が文化協会の申し込みに行きましたら、子育てグループの入会はお断りしているとのことでした。体育協会では、スポーツ関係の少年野球など、グルー



プが市の助成をしていただきながら活発に活動しております。地域の母親たちが子育てに関する情報を提供したり、親同士の仲間づくりを支援することで、地域で子育てを楽しくするきっかけづくりの場を提供することになります。若い人たちの子育てサークルの育成のためにも、子育てグループにも同じように会場費などの援助はできないものでしょうか、見解をお聞かせください。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

子育てマップの関係でございます。これにつきましては児童福祉課、健康推進課、それから四つの保健センターの窓口で、この子育てマップと、それから情報版ということで、別なものが用意してございます。それで、それぞれの窓口に置いてございますので、御自由にお持ち帰りがいただけるわけでございますが、この情報版につきましては、児童館の方にも配備をいたしておりますので、そちらで受け取っていただくことができるようになっております。

また、平成18年4月から保健センターで実施いたしております3ヵ月健診で、保護者全員に子育てマップ及び情報紙、これ両方ともお渡しいたしまして、活用いただいております。

その他、母子保健推進員が家庭訪問時に、早く情報が知りたい人についてはこれをあわせて配付もいたしております。子育てをしている人すべてというわけにはまいりませんが、平成17年12月以降に出生したお子さんについては、順次配付をいたしておりますので、御理解がいただきたいと存じます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

私の方からは、地域の母親たちがということでございます。

市の助成につきましては、母親クラブが市内に4団体ございますが、その活動助成といたしまして、補助金をそれぞれ17万5,000円交付しております。また、その連絡協議会に対しましても助成をいたしております。

今後も、サークル活動の場の提供といたしましては、市内にある児童館や子育て支援センターを無料で使用していただけるようにしており、活動を援助しております。こういった児童館などを利用していただきまして、活動を助成していきたいと思っております。以上でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

実際に、自主的なサークルになりますと、現状の中では児童館や子育て支援センターの中で自由に借りるという状況にないんです。そのグループは、地域の防災センターを、たまたまそこがあいているということで利用されていますので、ほかにもこれからどんどんこうしたお母さん方の子育てサークルはふえてきますし、大治町ではNPO法人ができて、そういった活動をどんどんできるようなことでは、市独自の子育てのサークルを援助し、そして援助すればどんどんできてくるわけですね。そうしたサークルのネットワークをつくるということで、本当にそこに参加しないお母さん方も含めて、そういった活動がどんどん進めば虐待の問題や子育ての悩みも、先輩のお母さん方と学んで、そういう形で随分少なくなると思っておりますので、ぜひ子育てサークルの育成のための助成を考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

か。

**○福祉部長（水谷 正君）**

市の助成につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、サークル活動の場の提供といたしましては、市内にある児童館とか子育て支援センターを無料で使用していただけるようにしており、活動を援助しておるということでございます。こういった児童館などを利用していただきまして、活動を助成していきたいと思っております。御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

なかなか理解しがたい話で、育てよう、育成をしようという姿勢がないということだけわかりました。

そして、今育児の不安の大きい時期ですけれども、母子保健推進員の問題ですが、今の14名の方がそれぞれ頑張って研修していただくことによって、本当に子育ての相談できる人がいるということを知っていただくことで、虐待防止に役立つということで、ぜひ母子保健推進員がくまなく訪問活動ができるように、今後も増員をしていただきたい。

また、子供の医療費無料化、小学校卒業まで引き上げている自治体に若い世帯がふえているというのが実態でもありますし、少子化対策の一助となるわけですから、その問題もぜひ今後していただきたい。愛西市がいつまでも、以前も市長が申されましたが、子育て政策の先進地と言っている間に、どんどん他の地域に先を越されておくれをとることのないように、ぜひ子供の医療費、小学校卒業まで引き上げていただくようにしていただきたい。

先ほど子育てサークルの育成の問題、そういったところを育成をすることで子育て支援になると思いますので、そちらもあわせてぜひ市長の見解をお聞かせ願いたいと思っております。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをいたします。

いろんな御質問をいただきましたし、以前にもたくさんいただいております。先般、東京で全国市長セミナーがありまして、その場での資料をちょっときょう持ってきてございます。女性が失うものを減らそうという、これは港区の青葉幼稚園の施設を利用して子育て支援の理事長さんのレポートがありました。その中で、現金給付や、あるいはくれない、くれない、やってくれないということは避けて、みんなで真剣に考えて、出生率が上昇した先進国は、やはり女性が働く環境が整っていることと、男性の育児参加率が高いことという御指摘もあるわけでありまして。なかなかこの地域にそうした状況をすぐというわけにはまいらないかもしれませんが、いずれにしてもここ20年、30年で本当に子育てしづらくなったといいますか、そんな社会ができたことも事実であります。そんなところを少子化対策で、今後、先ほども申し上げましたが、まずそういった環境を全域につくっていきながら、いろんな手だて、施策も考えてまいりたいと思っております。

**○26番（宮本和子君）**

本当にお金を使うことばかりが少子化の政策ではないと私も思いますが、しかし、今若いお

母さんたちは、それぞれ子育てに悩みがありますし、そういった問題を一つ一つ解決していくことが子育ての支援であり、また子育てサークルを育成することがそんなにお金のかかる政策というか、本当に会場費を援助するだけでいいと思いますし、それが文化協会の中のいろんなところに参加するとかすれば、また参加できるようになれば、無償で会場も借りられますし、そういうふうに門戸を少し広げるだけで子育てのサークルができるわけですので、ぜひそういった点を考えて、少し門戸を広げて、子育てサークルができるように、自主的なサークル育成のためにしていただくようお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

26番・宮本和子議員の質問を終わります。

本日はこれをもって散会することにいたします。

なお、あすは午前10時より一般質問を続行いたしますので、よろしくお願いたします。

午後 5 時13分 散会